

防災対策について

令和7年11月20日
総務省消防庁 防災課長
天利 和紀



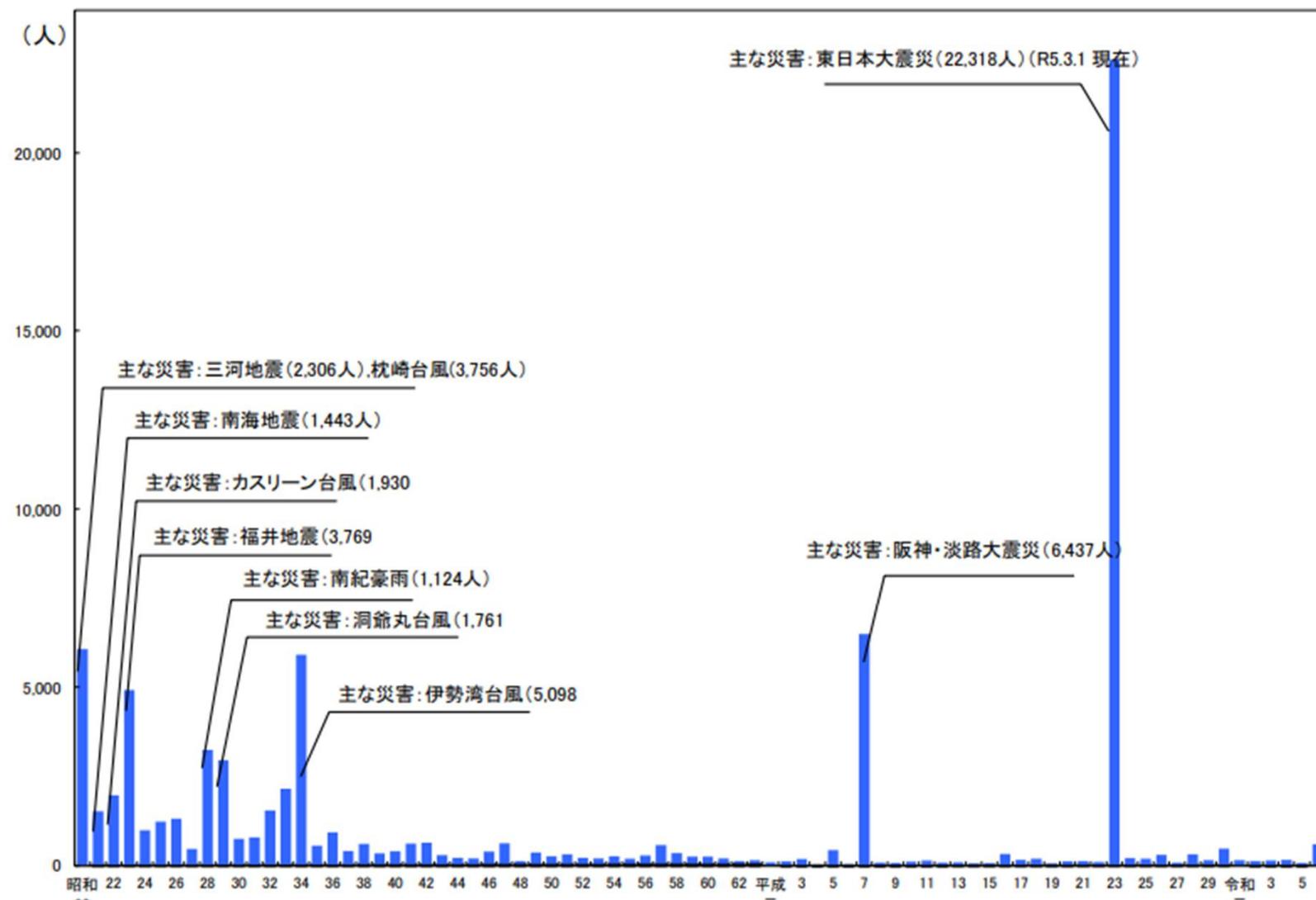
1. 災害対策の基本的な仕組み

災害対策関係法令の類型別整理表

出典：令和7年版防災白書

類型	予防	応急	復旧・復興
地震 津波	<p>災害対策基本法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震対策特別措置法 ・津波対策の推進に関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 ・地震防災対策特別措置法 ・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・首都直下地震対策特別措置法 ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律 ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 ・津波防災地域づくりに関する法律 <ul style="list-style-type: none"> ・海岸法 	<p>水防法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法 ・消防法 ・警察法 ・自衛隊法 ・災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律 	<p>＜全般的な救済援助措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 <p>＜被災者への救済援助措置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法 ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 ・災害弔慰金の支給等に関する法律 ・雇用保険法 ・被災者生活再建支援法 ・株式会社日本政策金融公庫法 ・自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律 <p>＜災害廃棄物の処理＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 <p>＜災害復旧事業＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法 ・被災市街地復興特別措置法 ・被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法 <p>＜保険共済制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震保険に関する法律 ・農業保険法 ・森林保険法 <p>＜災害税制関係＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律 <p>＜その他＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 ・防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律 ・大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法 <p>・大規模災害からの復興に関する法律</p>
火山	<ul style="list-style-type: none"> ・活動火山対策特別措置法 		
風水害	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法 ・海岸法 		
地滑り 崖崩れ 土石流	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防法 ・森林法 ・地すべり等防止法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 		
豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯対策特別措置法 ・積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法 		
原子力	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害対策特別措置法 		

戦後の自然災害における死者・行方不明者数の推移



(注) 令和6年の死者・行方不明者は内閣府取りまとめによる速報値

出典：昭和20年は主な災害による死者・行方不明者（理科年表による）
昭和21～27年は日本気象灾害年報、昭和28年～37年は警察庁資料、
昭和38年以降は消防庁資料をもとに内閣府作成

出典：令和7年版防災白書

災害対策基本法の概要

**国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、
もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする**

1. 防災に関する理念・責務

- 災害対策の基本理念 - 被害の最小化及び被害の迅速な回復を図るという「減災」の考え方 等
- 国、都道府県、市町村、指定公共機関等の責務 - 防災に関する計画の作成・実施、相互協力 等
- 住民等の責務 - 自らの災害への備え、生活必需品の備蓄、自発的な防災活動への参加 等

2. 防災に関する組織

-総合的防災行政の整備・推進

- 国：中央防災会議、非常（緊急・特定）災害対策本部
- ※○都道府県・市町村：地方防災会議、災害対策本部

3. 防災計画－計画的防災対策の整備・推進

- 中央防災会議：防災基本計画
- 指定行政機関・指定公共機関：防災業務計画
- 都道府県・市町村：地域防災計画 ○市町村の居住者等：地区防災計画※

4. 災害対策の推進

- 災害予防、災害応急対策、災害復旧という段階ごとに、各実施責任主体の果たすべき役割や権限を規定
- 市町村長による一義的な災害応急対策(避難指示等)の実施、大規模災害時における都道府県・指定行政機関による応急措置の代行

5. 被災者保護対策

- 避難行動要支援者名簿、個別避難計画の事前作成
- 広域避難、物資輸送の枠組み
- 災害時における避難所・避難施設に係る基準
- 罹災証明書、被災者台帳の作成を通じた被災者支援策

6. 財政金融措置

- 法の実施に係る費用は実施責任者負担
- 激甚な災害に関する、国による財政上の措置

7. 災害緊急事態

- 災害緊急事態の布告 ⇒ 政府の方針（対処基本方針）の閣議決定
- 緊急措置(生活必需物資の配給等の制限、金銭債務の支払猶予、海外からの支援受入れに係る緊急政令の制定、特定非常災害法の自動発動)

災害対策基本法等※の一部を改正する法律（令和7年法律第51号）の概要

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

公布日：令和7年6月4日

施行日：令和7年7月1日（一部の規定については、公布日施行）

改正内容

①国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化

★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置

★内閣府設置法



国による応援組織の例
(国土交通省TEC-FORCE)

改正内容

②被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化

★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進

★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

★大規模災害復興法

防災基本計画修正（令和7年7月）の概要

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、
指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

関連する法令の改正を踏まえた修正

<災害対策基本法等の改正>

○国による災害対応の強化

- ・地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施
- ・市町村から国に対する応急措置実施の要請
- ・防災監の政府災害対策本部への参画

○被災者支援の充実

- ・在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供
- ・広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携
- ・被災者援護協力団体の登録・データベース化、平時からの連携
- ・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表

○復旧・復興の迅速化

- ・事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進

<道路法等の改正>

- ・道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化

<航空法等の改正>

- ・地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行

その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正

- ・災害時における船舶活用医療の提供
- ・避難所でのこども・若者の居場所の確保
- ・港湾における官民協働での高潮対策（協働防護）
- ・広域に降り積もる火山灰への対策（住民の安全確保策等）の推進

<岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し>

- ・広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化
- ・地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

○被災者支援の充実

- ・避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化
- ・協定・届出避難所に係る情報の事前把握
- ・キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化
- ・迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄

○保健医療福祉支援の体制・連携の強化

- ・保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築
- ・発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化

○官民連携や人材育成の推進

- ・国と全国域の災害中間支援組織（JVOAD）の連携
- ・避難生活支援リーダー／サポーターの育成・確保、データベース化

○消防防災力の充実強化

- ・消防団と多様な主体（自主防災組織・防災士等）の連携
- ・津波浸水想定を勘案した消防体制の整備

○インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保

- ・多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施
- ・上下水道一体での災害対応の実施（最優先復旧箇所の事前選定等）
- ・災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保

○被災地における学びの確保

- ・被災地学び支援派遣等枠組み（D-EST）による教職員等の派遣

○防災DXの加速

- ・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）や
新物資システム（B-PLo）の利活用促進、研修・訓練の実施
- ・防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有
- ・避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

防災庁設置の基本的な方向性

第二回防災立国推進
閣僚会議資料

- 世界有数の災害大国である我が国において、南海トラフ地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火など**国難級の災害の発生が切迫**する中、**人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務**。
- 国難級の災害に対しても**死傷者や避難者を大幅に低減させ**、**必要な国家・社会機能を維持**するため、**平時からの事前防災の徹底**が必要。
- そのため、我が国の防災全体を俯瞰的に捉え、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から**我が国の防災の在り方を構想**するとともに、**徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔**となる組織として**「防災庁」**を設置。
- 防災庁は、**内閣直下に設置し**、**平時からの政府全体の防災施策の実施をリードし加速**するための**勧告権等を有する専任の大蔵大臣**の下、**十分なエキスパート人材と予算**を有する組織とする。

防災庁が担うべき政策の方向性、組織体制の在り方

○ 防災庁が担うべき司令塔機能～平時から復旧・復興までの一貫した司令塔機能～

I 防災に関する 基本的政策・国家戦略の立案

- 多様な経験と高度な知見を基に、あらゆる事態を想定し、起きたくなる被害を先読みした**防災の基本政策・国家戦略の企画・立案**

II 徹底的な 「事前防災」の推進・加速の司令塔

- 地域レベルでの具体的なシミュレーションによる**災害リスク評価、計画立案**
- 各主体による事前防災対策の**抜け・漏れ把握、分野横断的な関係者間コーディネートや平時からの実施勧告等による事前防災の推進**
 - ・建物等の耐震化
 - ・防災まちづくりと復興の事前準備
 - ・スマート基準等を踏まえた避難生活環境の抜本改善 等

III 発災時から復旧・復興までの 災害対応の司令塔

- 災害対策本部の運営や国全体の被害状況把握など**災害初動体制の構築**
- 被災自治体への迅速な応援体制の構築**
- 被災自治体の**ワンストップ窓口**として被災者のニーズを俯瞰的に把握
- 過去の災害のノウハウを活かした**継続的・包括的な被災地支援体制の構築**

○ 防災庁が推進すべき主な取組

被災者支援
体制強化

防災DX推進

行動変容に向けた
防災教育・啓発

産官学民
連携体制構築

災害対応標準化
・人材育成

防災技術
研究開発・実装

国際展開

組織体制の在り方

- 内閣直下に設置、総理を助ける専任の大蔵大臣
- 平時からの各府省庁等への勧告権と尊重義務
- 施策の推進に必要な十分な人員・予算確保

- 防災のエキスパート人材の確保・育成、環境整備・待遇改善(プロパー採用・養成、民間等外部人材の登用)
- 南海トラフ地震等の大規模災害を念頭に、地域の支援強化、業務継続性の観点等も踏まえ、地域のレベルで産官学民が連携できる体制を構築

今後の進め方

- | | |
|----------|-----------|
| 令和7年夏以降 | 予算・機構定員要求 |
| 令和8年通常国会 | 関連法案提出 |
| 令和8年度中 | 防災庁設置 |

2. 近年の大規模災害等

令和6年能登半島地震

被害の状況

※消防庁とりまとめ報第96報（令和6年4月26日14時00分現在）及び
非常災害対策本部令和6年能登半島地震に係る被害状況等について（令和6年4月23日14時00分現在）より

- 令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源としたマグニチュード7.6の地震が発生し、志賀町及び輪島市で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町及び能登町で震度6強を観測した。
- この地震により、石川県能登に大津波警報が発表されたほか、山形県から兵庫県北部にかけて津波警報が発表され、輪島港において1.2m以上の津波などを観測した。
- 石川県ほか5県において、配水管破損等により最大で合計約13.6万戸が断水となったほか、土砂崩れ、道路段差等の発生により、高速道路1路線1区間、国道40区間、都道府県道等3県145区間が通行止めとなった。

【被害状況】

都道府県	人 的 被 害					住 家 被 害					合計	
	死者	行 方 不明者	負 傷 者			合計	全壊	半壊	床 上 浸水	床 下 浸水	一部 破損	
			重傷	軽傷	小計							
新潟県			5	44	49	49	105	2,992		14	19,589	22,700
富山県			3	44	47	47	242	730			16,723	17,695
石川県	245	3	320	876	1,196	1,444	8,181	15,674	6	5	54,517	78,383
福井県				6	6	6		12			579	591
長野県											18	18
岐阜県				1	1	1						
愛知県				1	1	1						
大阪府				5	5	5						
兵庫県				2	2	2						
合 計	245	3	328	979	1,307	1,555	8,528	19,408	6	19	91,426	119,387

地元消防本部の活動

- 被災した市町の消防本部では、主に以下のような活動を実施
 - ・地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動
 - ・消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
 - ・医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
 - ・消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土嚢を埋め、通行を可能とする応急対策を実施

緊急消防援助隊の活動

1 出動状況

- 消防庁長官の出動の求め及び消防庁長官の出動指示に基づき、1都2府18県からの緊急消防援助隊の出動を要請した。

2 活動規模

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防機関等	140人	1,923人
②緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人

3 主な活動状況

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ6万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施。
- 令和6年4月12日14時時点での消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送



令和6年能登半島地震における消防機関等の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

- 1/1 16:10 震度7（石川県輪島市、志賀町）
 16:30 消防庁長官から緊急消防援助隊出動の求め
 17:30 消防庁長官から5府県※に対し出動の指示

（※愛知県、京都府、大阪府、岐阜県、富山県）

17:32 富山県防災ヘリにより情報収集活動を実施

その後も、消防庁長官の出動指示を適宜適切に行い、発災翌日から現地で2,000名を超える規模の部隊を展開（部隊を入れ替えながら2月21日まで活動）

〔出動指示を受けた21都府県〕

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県

※消防防災ヘリは最大22機体制で運用

消防活動の概要

〔消火活動〕

- 地元消防本部等と消防団が連携した消火・警戒活動

〔救助・捜索活動〕

- 倒壊家屋からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助
- 広範囲での安否不明者の捜索活動

〔救急活動〕

- 医療関係者と連携した避難所からの救急搬送
- 病院や高齢者福祉施設からの転院搬送

〔その他〕

- 消防防災ヘリによる孤立集落への物資搬送
- 消防庁職員による火災原因調査

救助・救急活動の実績（1月1日の地震発生後から3月5日までの累計）

- 緊急消防援助隊や地元消防本部等、延べ7万人程度が消火、救助、救急活動などに全力で取り組むとともに、高齢者の搬送や地元消防本部の活動支援も実施。
- これまでに、消防全体として、435名を救助、3,500名を救急搬送

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防機関	140人	1,923人
②緊急消防援助隊等	295人	1,577人
合計	435人	3,500人



1月1日、輪島市河井町において、奥能登広域圏事務組合消防本部の消防隊が、地元の輪島市消防団と連携し、消火活動を実施



1月2日、輪島市門前町において、輪島市消防団が、道路の亀裂部分に土嚢を埋め、通行を可能とする応急対策を実施



1月6日、緊急消防援助隊京都府大隊が、珠洲市内において、DMAT等と連携して、倒壊した建物内女性（90代）を発災から124時間ぶりに救出し搬送



1月15日、緊急消防援助隊三重県大隊が、DMAT等と連携して、輪島市の高齢者施設入居者を搬送（自衛隊ヘリに引き継ぎ）



1月16日、緊急消防援助隊大阪府大隊が、消防用水確保のため輪島市立河井小学校プールに給水活動を実施



1月19日、緊急消防援助隊京都府大隊が、高齢者施設の入居者を消防ヘリコプターで金沢市内の病院へ搬送



令和6年9月20日からの大雨による消防機関の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

9/21 午前 石川県能登で線状降水帯発生、大雨特別警報発表

13:08 石川県知事から緊急消防援助隊の応援の要請

13:12 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め

15:05 総括指揮支援隊（名古屋市消防局）が石川県庁に到着し、活動開始

※ 10府県から、1日当たり最大600人規模の緊急消防援助隊が出動し、
10/3までの13日間で延べ約6,200人が救助・救急活動等を実施。

〔出動の求めを受けた10府県〕

埼玉県、新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、
京都府、大阪府

※ 消防防災ヘリは最大7機体制で運用



9月22日、輪島市門前町において、緊急消防援助隊の愛知県隊が、中屋トンネルの土砂流入現場で救助活動を実施



9月23日、輪島市久手川町において、緊急消防援助隊の大坂府隊が、孤立地域からの救助活動を実施



9月23日、珠洲市大谷町において、緊急消防援助隊の富山県隊、福井県隊が、がけ崩れ現場で救助活動を実施

消防活動の概要

地元消防本部・消防団による活動のほか、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が自衛隊・警察等関係機関と連携し、以下の活動を実施。

- 土砂流入現場・家屋流出現場からの救助・捜索活動
- 消防防災ヘリによる孤立集落からの救助・救急活動
- 消防防災ヘリも動員した広範囲での安否不明者の捜索活動や孤立集落への物資搬送

救助・救急活動の実績（10月25日 16時00分時点）

地元消防本部、緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊が救助・救急活動などに全力で取り組み、これまでに、222人を救助、82人を救急搬送

対応機関	救助人数	搬送人数
①地元消防本部	73人	26人
②緊急消防援助隊及び石川県内消防応援部隊	149人	56人
合計	222人	82人

岩手県大船渡市林野火災における消防機関の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

2月26日

- 13:02 大船渡地区消防組合消防本部が火災を覚知
15:34 岩手県知事から緊急消防援助隊の応援の要請
15:34 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め

※ 以後、延焼状況を踏まえて部隊を増強し、**15都道県**から
緊急消防援助隊が出動
地元消防本部等を含め一日当たり最大**2,100人規模**で活動

3月9日

17:00 大船渡市長が鎮圧宣言

4月7日

17:30 大船渡市長が鎮火宣言

【出動の求めを受けた15都道県】

北海道、青森県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県

※ 消防防災ヘリは最大8機体制で運用

被害状況（5月14日時点）

- 林野被害** 約3,370ha (2月19日からの火災の延焼範囲を除く。)
人的被害 死者1人
建物被害 住家90棟・住家以外136棟（精査中）

消防活動の概要

緊急消防援助隊、岩手県内消防応援隊、地元消防本部・消防団により、

- 市街地への延焼を防止する消火活動や再燃に備えた巡回
 - 消防防災ヘリによる上空からの消火活動や火災状況の偵察（最大8機体制で運用）
- を実施。



3月4日、大船渡市西側海岸地区
提供：横浜市消防局



3月3日、大船渡市合足地区
提供：仙台市消防局



3月9日、大船渡市合足地区
提供：新潟市消防局



3月8日、大船渡市綾里地区
大船渡市消防団が残火処理を実施

愛媛県今治市林野火災における消防機関の対応

消防庁による緊急消防援助隊の部隊運用

3月23日
15:53 今治市消防本部が火災を覚知

3月25日
17:10 愛媛県知事から緊急消防援助隊の応援の要請

17:10 消防庁長官から緊急消防援助隊の出動の求め

※ 以後、延焼状況を踏まえて部隊を増強し、
8府県から緊急消防援助隊が出動

地元消防本部・消防団等を含め一日当たり最大1,000人
規模で活動

3月31日
11:00 今治市長・西条市長が鎮圧宣言

4月14日
15:00 今治市長・西条市長が鎮火宣言

【出動の求めを受けた8府県】
広島県、香川県、長野県、大阪府、滋賀県、徳島県
山口県、大分県
※ 消防防災ヘリは最大6機体制で運用

被害状況（5月14日時点）

- 1 林野被害**
481.6ha
 - 2 人的被害**
負傷者 4 人（重症 1 人、中等症 1 人、軽症 2 人）
 - 3 建物被害**
今治市 26 棟（住家 5 棟、非住家 21 棟）
西条市 1 棟（非住家 1 棟）

消防活動の概要

**緊急消防援助隊、愛媛県内消防応援部隊、
地元消防本部・消防団**により、

- 市街地への延焼を防止するための消火活動や
域内の巡回・警戒活動
- 消防防災ヘリによる上空からの消火活動や
火災状況の偵察



3月26日、消防防災ヘリによる消火活動
提供：高松市消防局



3月25日、今治市三六九寺
提供：広島市消防局



3月25日、今治市桜井
提供：広島市消防局



3月29日、今治市石打
(高松市消防局の活動)
撮影: 消防庁リエゾン



3月26日、今治市朝倉南乙
提供：今治市消防団

- 令和7年2月26日、岩手県大船渡市において発生した林野火災について、消防法(第35条3の2)に基づく消防庁長官調査を実施

火災概要： 延焼範囲:約3,370ha(昭和39年以降最大)、焼損棟数:住家90棟、住家以外136棟
2月26日発見、3月9日鎮圧、4月7日鎮火

出火原因： 薪ストーブの煙突の火の粉を起因として出火した可能性が相対的に高いことは認められるが、具体的な発火源等の特定には至らなかった。

延焼要因： 林野内の可燃物が乾燥していたこと（2月の月降水量が観測史上最少）と火災初期の強風（最大瞬間風速18.1m/s）により、樹冠火を伴う激しい燃焼と飛び火の発生。
その後、リアス海岸の複雑な地形と局地的な風の影響を受け、多方面へ拡大。




夜間ににおける消火活動の様子
(提供:東京消防庁)

綾里港地区の被害状況
- 本火災を踏まえた対策を検討するため、消防庁及び林野庁を事務局とした検討会を開催

今後の消防防災対策

第1 林野火災における予防・警報のあり方

1. 予防・警報のあり方

- **(仮称) 林野火災注意報の創設、(仮称) 林野火災警報の的確な発令**

	(仮称) 林野火災注意報	(仮称) 林野火災警報 (既存の消防法に基づく火災警報の制度を活用)
発令指標 (案)	前3日間の合計降水量が1mm以下 + 前30日間の合計降水量が30mm以下、または、乾燥注意報が発表 ※ 当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	左記の発令指標に加え、強風注意報が発表されている場合
内容	屋外での火の使用等について注意喚起（罰則なし）	屋外での火の使用等の制限（罰則あり）

※ 各市町村において、地域の特性等に応じて発令指標に調整を加えることや、対象地域を限定することを可能とする。
※ 今後消防庁が、火災予防条例（例）を改正し、市町村に通知予定。（R7.8.29付け各都道府県知事、各指定都市市長宛て通知を発出済み）

- 少雨の状況の全国的な広がりがある場合、**気象庁と消防庁との合同による臨時の記者会見**等を通じた注意喚起・解説を実施
- 火災予防条例（例）に、たき火を届出の対象とするよう明確化（対象となるたき火（時期や区域）については、市町村が設定可能）

2. 林野火災に係る広報・啓発の強化

- 政府広報やSNS等の活用により、たき火等の行為者やレジャーによる入山者等も含め広く国民に対して注意喚起

3. 林野火災に強い地域づくり

- 延焼しにくい多様な林相への誘導、消火活動に必要な林道等の整備、林野に近接する居住地域における防火対策の推進等

今後の消防防災対策

第2 大規模林野火災に対応できる消防体制のあり方

1. 緊急消防援助隊を含めた常備消防の体制強化

- 的確な情報把握のため、
夜間の監視に対応できるドローン等を整備
- 消火水利の確保のため、
自然水利を利用できる
スーパーポンパーや、
大型水槽付き放水車等を整備、消防防災ヘリの増強
- 山中での部隊投入のため、
悪路走破性の高い林野火災対応ユニット車を整備



夜間監視・熱源探査ドローン

海水利用型消防水利システム (スーパーポンパー)
大型水槽付き放水車

林野火災対応ユニット車に積載する資機材（例）



背負い式消火水のう

大型仮設水槽

熱画像直視装置

スキッドユニット（ポンプとホースが一体型となった軽量なユニット）

- 予防散水の実施等を勘案した飛び火警戒要領の見直し

2. 消防団の体制強化

- 消防団からの情報が迅速な避難指示の発令につながる等、初動から鎮火まで長期にわたり極めて重要な役割
- 衛星通信機器も活用した情報伝達体制の構築
- 残火処理に有効な背負い式消火水のう等の整備



大船渡市消防団による残火処理の様子

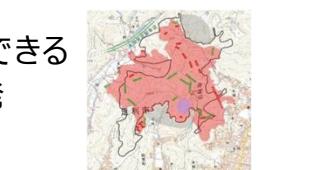
3. 林野火災における住民避難

- 防災行政無線戸別受信機の活用やSNS等、災害情報伝達手段の多重化・多様化
- 自主防災組織等、住民参加による避難訓練の実施

第3 大規模林野火災に備えた多様な技術の活用・開発

1. 新技術・新装備の研究開発の推進

- ドローンによる空中消火や遠隔操作消火ロボットによる延焼阻止活動等の技術・装備の研究開発



林野火災延焼シミュレーション

2. 消火薬剤の効果的な活用の検討

- R8年の林野火災に向けて、散水場所が限定等される場合（残火処理等）の活用要領を明確化



残火処理のため消火薬剤を使用



The following links outline information about currently approved long term retardants, and contact information for the companies that produce them.

Long Term Retardant Qualified Products List - U.S.D.A. Forest Service

米国農務省では認証済製品リストとして公表

- 空中消火を含む一般的な活用について、R9年の林野火災に向けて、個別の消火薬剤の有効性や、健康・環境への影響に関する評価方法等とともに、R8年中を目途に具体化

第4 災害復旧及び二次災害の防止活動

- 被災森林の迅速な復旧や土砂流出防止のための治山対策の適切な実施



トカラ列島近海を震源とする地震に係る消防機関等の対応状況

消防庁では、6月30日18時40分に、震度5弱を観測した鹿児島県に対し、地震緊急連絡を発出し、適切な対応及び被害報告について要請した。

また、十島村が複数の島から構成され、村役場及び常備消防が島内に存在しないことを踏まえ、その後の地震に備え、十島村役場と各島の被害情報の収集体制について確認を行った。

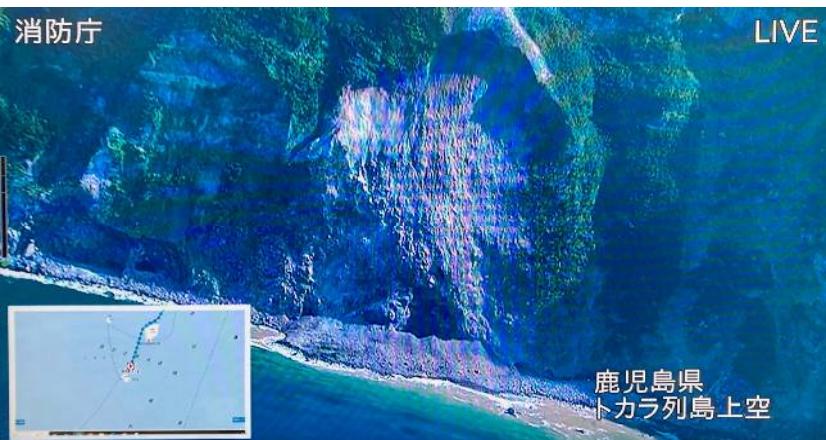
7月3日に震度6弱を観測した後、速やかに十島村と連絡を取り、一時間以内に全ての島民の安否を確認した。

地元消防機関、消防団等の対応

- 7月3日に鹿児島県防災ヘリにより情報収集活動を実施し、避難場所及び土砂崩れの映像を官邸等に共有した。
- 悪石島の消防団が、7月3日の震度6弱の地震発生後、島内を巡回し被害状況の把握や避難誘導を行った。その後も島に残り、島民の安否確認等を継続して行った。



↑十島村悪石島の避難場所映像



↑土砂崩れの状態に関する映像

緊急消防援助隊等の活動状況

- 消防庁から近隣の9県（九州各県ほか）に対して出動準備を依頼。



カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波に係る消防機関等の対応状況

消防庁では、7月30日8時42分及び9時43分に、津波注意報、津波警報が発表された都道府県に対し、津波緊急連絡を発出し、適切な対応及び被害報告について要請した。

また、猛暑の中、津波警報が長時間に及んだことから、18時30分に避難者の熱中症予防対策に関する留意事項について、消防本部に周知。（右下参照）

同通知による熱中症による人的被害について、中等症2名、軽症10名の報告（8月4日18時30分時点）があった。

被災自治体の対応

- 津波警報または津波注意報が発表された市町村では、順次避難指示等を発令し、避難を呼び掛けた。
- 最大で21都道府県の約200万人を超える住民に避難指示が発令された。

カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波による被害及び消防機関等の対応状況（第7報）（抜粋）

都道府県	警戒レベル4					都道府県	警戒レベル4					
	避難指示						避難指示					
	市	町	村	世帯	人数		市	町	村	世帯	人数	
北海道	8	28		189,673	352,923	三重県	5	5		26,830	58,418	
青森県	5	3	3	1,673	3,800	兵庫県	2			8	8	
岩手県	5	4	3	26,400	53,397	和歌山県	6	12		186,173	367,186	
宮城県	8	5	1	25,945	62,661	岡山県	5			43,212	89,531	
福島県	2	5		107,009	244,391	徳島県	4	4		15,658	30,923	
茨城県	5	1	1	54,160	113,376	愛媛県	1	1				
千葉県	17	6	1	36,387	77,966	高知県	9	8	1	6,805	11,387	
東京都		1	1	5,208	10,633	宮崎県	5	3		1,825	3,248	
神奈川県	8	4		119,853	263,728	鹿児島県	2	1		12,947	24,320	
静岡県	12	3		106,519	239,391	沖縄県	6	3	4			
愛知県	2			1,319	3,751	合計	117	97	15	967,604	2,011,038	

避難者の熱中症対策について

関係都道府県 御中

本日発生したカムチャツカ半島付近の地震による避難者への対応について、以下のとおり県内消防本部宛てに周知していただくようお願いします。

- 1 津波警報等による避難中の方の熱中症に留意すること
- 2 警戒パトロール中に、屋外に一時的に避難している方等を見つけた場合は、熱中症予防対策について適切な対応を促すとともに、市町村に報告すること
- 3 避難中の方が熱中症により救急搬送された場合は、消防本部から別添3号様式で下記宛先へ直接消防庁に報告すること

消防庁 災害対策本部 連絡先
NTT 直通 03-5253-7777
FAX 03-5253-7553
電子メールにより報告する場合 fdma-sokuhou@mail.soumu.go.jp

令和7年7月30日18時30分



令和7年8月6日からの大雨に係る消防機関等の対応状況

消防庁では、8月6日17時55分に大雨に係る警戒情報を全国の地方公共団体に発出し、避難指示の適切な発令等、災害対応に万全を期するよう呼び掛けるとともに、大雨特別警報が発表された鹿児島県及び熊本県に対し適切な対応及び被害報告について要請した。

被災の大きかった鹿児島県、熊本県の周辺5県のヘリの応援可否の確認を行い、熊本県に対しては、必要に応じ緊急消防援助隊等を要請するよう助言した。

地元消防機関等の対応

【県内応援の対応】

- 熊本県において、県内応援隊3消防本部7隊が八代広域行政事務組合消防本部に向け出動し、活動を実施。

【消防防災ヘリの対応】

- 熊本県において防災ヘリが整備中であったことから、相互応援協定によるヘリの応援要請を実施、長崎県、佐賀県、鹿児島県の防災ヘリが情報収集活動、孤立住民等計29名の搬送や物資支援等の救助活動を行った。



↑救助活動の状況

(八代広域行政事務組合消防本部提供)

8月13日 14時25分 佐賀県防災航空隊が対応した事案



今後発生が懸念される主な大規模地震

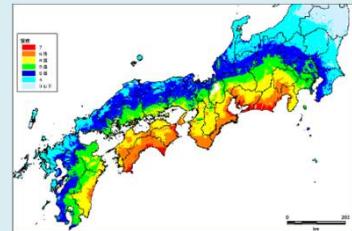


■南海トラフ地震防災対策推進基本計画（中央防災会議決定）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する方針・施策等を定める計画。

南海トラフ巨大地震対策についての報告書（R7.3）を踏まえた主な変更**新たな被害想定****直接死**

約17.7万人～**約29.8万人**
(早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
※地震動：陸側・津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s



神奈川県から鹿児島県までの主に太平洋側の広い範囲で震度6弱以上が発生

震度6弱以上の市町村数 601市町村→600市町村

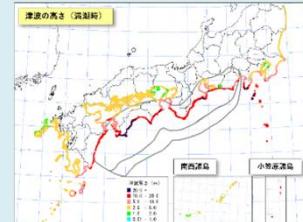
災害関連死

約2.6万人～約5.2万人

※発災後の状況によっては更なる増加につながるおそれ
南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書（令和7年3月31日
報告書とりまとめ）

静岡県から宮崎県までの主に沿岸域の一部で震度7が発生

震度7の市町村数 143市町村→149市町村



福島県から沖縄県の太平洋側の広い範囲で高さ3m以上の津波が到達

高知県幡多郡黒潮町、土佐清水市で最大約34mの津波

静岡県静岡市、焼津市、和歌山県東牟婁郡太地町、東牟婁郡串本町で1m以上の津波が最短2分で到達

福島県から沖縄県の広い範囲で津波による浸水が発生

基本計画変更のポイント**基本的方針**

1. 「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策の重点化
2. 地震動（強い揺れ）及び火災に伴う被害への対応
3. 巨大な津波に伴う被害への対応
4. 超広域かつ多分野にわたる被害への対応
5. 災害関連死防止のための避難者の生活環境整備等の被災者支援

6. 国内外の社会・経済に及ぼす影響への対応
7. 時間差をもつて発生する地震への対策等の推進
8. 複数の災害等への同時対応（複合災害対策）
9. 主体的に防災対策に取り組む社会の醸成
10. 訓練等を通じた実効性のある対策の推進

11. 防災・減災に関する調査研究・技術開発の推進
12. 総力を結集した対策を推進するための多様な主体との連携強化
13. 地震防災対策の進捗や効果の定期的かつ継続的な把握

※下線：今回の見直しで追加となった項目

新たな目標

- ①被害想定の更新を踏まえた「今後10年の減災目標」を設定
- ②「命を守る」対策、「命をつなぐ」対策（特に重要な施策）について、重点的にモニタリングを実施
- ③目標の対象地域の見直し（全国目標から南海トラフ地震防災対策推進地域を対象とした目標の充実化）

想定される死者数	約29万8千人	から	概ね8割減少
想定される建築物の全壊焼失棟数	約235万棟	から	概ね5割減少

具体目標の数： 48個 → 205個に拡充

具体的に実施すべき主要な対策**①社会全体における防災意識の醸成・総合的な防災体制の構築**

- 安全で確実な避難の確保
- 津波バーゼルマップの作成支援及び防災訓練の実施
- 防災行政無線等の多様な防災情報伝達手段の整備

防災教育・防災訓練の充実

- 防災教育の推進
- NPO・ボランティア団体等民間主体との連携
- ボランティア活動の実施に向けた環境整備
- 広域連携・支援体制の確立
- 地方公共団体の受援体制の確保
- 後発地震への対応
- 電子基準点網等の耐災害性強化対策 等

**②被害の絶対量を減らす取組
建築物の耐震化等**

- 建築物の耐震化等
- 住宅等の耐震化
- 家具の固定、ガラス等の飛散防止の対策

火災対策

- 電気による起因する出火の防止

津波に強い地域構造の構築

- 海岸保全施設整備の推進
- 避難場所・避難経路の整備

総合的な防災力の向上

- 事前復興に向けた取組の充実

③ライフライン・インフラの強化

- ライフライン施設の耐震化等
- 発電・送電システムの耐震化等
- 上下水道施設の耐震化
- 通信・放送施設の対策

インフラ施設の耐震化等

- 交通インフラの機能維持に向けた対策

基幹交通網の確保

- 早期復旧に向けた体制構築

石油コンビナート対策

- 長周期地震動対策
- 石油コンビナート施設の被害防止

④救助体制・救急救命を強化する施策・防災DX

- 救助体制を強化する施策
- 医療施設・社会福祉施設等の耐震化
- DMATの充実
- 医療コントローラーの活用

救助体制を強化する施策・国による応援組織の充実

- 緊急消防援助隊、消防団等の充実・強化
- OTEC-FORCE活動の強化

デジタル技術を活用した防災対策の推進

- 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の推進

⑤被災者支援、災害関連死防止の対策

- 避難者等への対応
- 避難所の設備の充実
- 避難地や救援・救護活動の拠点等となる防災公園の整備・機能強化の推進
- キッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の創設

- 食料・水、生活必需品等の物資の調達
- 備蓄の充実、物資の情報管理の整備

- 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動
- 緊急輸送体制の確保

燃料の供給対策

- 災害時に備えた燃料供給体制の確保

推進計画の作成・変更にあたってのポイント

○地域毎に被災状況を想定したシミュレーション等を実施した上で、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点施策として推進

※国が協働して推進

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策（一部抜粋）

経緯

- 令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。この南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があった。
- そうした一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）における検証を経て、改善方策をとりまとめた。

検証

- 地方公共団体及び事業者に対するアンケート調査を実施。日頃の臨時情報の認知度が十分でなかったこと、臨時情報を受けた対応時に戸惑いもあったこと、一方で、各地において地域の事情に応じた対応の工夫がなされていたこと等を確認。
- 地区ブロック毎に地域の防災関係機関が一同に会し、臨時情報の制度や防災対応について再確認するとともに、各地・各機関の対応状況について事例を共有し、今後の各主体の計画・対応を改善する機運を醸成。
- WGにおいて、臨時情報発表時の防災対応に関する集中審議。一人一人・各主体が自らリスクを認識し防災行動を考える意識の醸成、臨時情報発表時の政府の情報発信の強化・改善、臨時情報に関する平時からの周知・広報及び訓練・研修の重要性等について、確認。

改善方策

方策①：平時からの周知・広報の強化

- 臨時情報発表時に、国民及び防災関係機関が、戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要。そのため、平時から、臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようになることを目指した周知・広報を強化。（防災意識の周知・広報における政府広報との連携。）

- ・新聞広告、テレビCM、ラジオ番組等
- ・動画及びWEBコンテンツ作成・HP掲載
- ・周知広報資料の再周知・多言語化
- ・チェックリストの充実



方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実

- 臨時情報発表時に、内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。
- 臨時情報発表時にるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的で分かりやすく説明。（臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。）
- 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。



方策③：各主体における防災対応検討の推進

- 地方公共団体・事業者等との意見交換を通じて、他機関の対応等を共有し、各主体の計画等の見直し・検討等につなげると共に、臨時情報発表時や大規模地震発生時における連携体制を強化。
- 国において、地方公共団体や関係機関等へアンケート結果のフィードバック、防災対応事例集の作成・共有、研修実施の支援による理解促進等を行い、各主体における不断の検討・改善を推進するとともに、各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方をガイドラインに明記。



地方公共団体等との意見交換

首都直下地震対策 被害想定・防災対策の見直し

首都直下地震対策検討WG第
2回（R6.6.24）資料より

減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から10年が経過することから、同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、本格的な検討を開始する。

被害想定（H25.12）

直下地震（M7クラス）により、強い揺れが発生し、建物等が倒壊・焼失

死者数：最大2.3万人
(地震：約3割、火災：約7割)

全壊・焼失家屋：最大61万棟
(地震：約3割、火災：約7割)

総理官邸等が立地する地区は、一定の強靭性を有するものの、不確実性の高い項目について、より過酷な被害様相を想定

停電、電話不通、断水：1週間

JR等の運行停止：1ヶ月

主要道路の啓閉：1週間

首都直下地震緊急対策推進基本計画（H27.3）

減災目標

死者数：概ね半減 全壊・焼失棟数：概ね半減

- 地震対策
 - ・住宅等の耐震化率【具体目標：79%（H20）⇒ 95%（H32）】
 - ・防災拠点となる公共施設等の耐震化率【具体目標：92.1%（H25）⇒ 100%】等

- 火災対策
 - ・危険密集市街地の解消【具体目標：約2,500ha（H23）⇒ 解消（H32）】
 - ・緊急消防援助隊の部隊数【具体目標：4,600隊（H26）⇒ 6,000隊（H30）】等

政府業務継続計画（H26.3）

目標

1週間、外部から庁舎に補給なしで、交代で非常時優先業務を実施できる体制の整備を目指す

- 執行体制
 - ・社会全体としての業務継続体制の構築
 - ・緊急的な権限委任
 - ・職務代行者の選任
 - ・参集要員の確保
- 執務環境
 - ・庁舎の耐震安全化
 - ・電力の確保
 - ・通信・情報システムの確保
 - ・物資の備蓄
 - ・代替庁舎の確保

<今後の検討の流れ（予定）>

首都直下地震モデル・手法検討会※

最新の知見を踏まえ、震度分布や津波高、被害想定の計算手法を検討。

※内閣府に設置

（既存の検討会等）

政府BCP評価等有識者会議（平成26年4月～）

帰宅困難者等対策検討委員会（令和3年11月～）

首都直下地震対策検討WG※

（令和5年12月～）

防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策等を検討
※中央防災会議防災対策実行会議の下に設置。

〔令和6年能登半島地震に係る検証チームにおいて取りまとめた自主点検レポートや、今後、有識者を交えた検討も踏まえ議論〕

基本計画・ 政府BCPの 見直し

（令和7年秋頃
(見込み)）

※今後の議論
の過程で変更
があり得る。

平成26年9月御嶽山噴火災害

被害の状況

※消防庁被害報第40報(平成27年11月6日17時00分現在)

○平成26年9月27日11時52分、長野県御嶽山で大規模な噴火が発生

○人的被害：死者58名、負傷者69名、行方不明者5名



ロープを使用した3倍力による救助活動

消防機関の活動

○緊急消防援助隊・長野県内応援消防本部・警察・自衛隊・DMAT等が、地元消防本部及び消防団と連携し、御嶽山山頂付近などで救助活動を展開

○消防機関による救助・搬送者数：86名(9月27日～10月16日)

緊急消防援助隊の活動

1 出動状況

○発災後、長野県知事の要請を受け、直ちに1都3県(東京都、愛知県、静岡県、山梨県)から緊急消防援助隊が出動。その後、捜索活動の体制強化を図るため、新たに2県(富山県、岐阜県)に出動を要請

○9/27～10/17(21日間)：延べ1,049隊、4,332名が活動

緊急消防 援助隊	長野県			岐阜県			合計
	木曽広域 消防本部	県内応援 消防本部	消防団	下呂市 消防本部	県内応援 消防本部	消防団	
活動人員数ピーク時 (9月28日)	約210名	約60名	約100名	約70名	約10名	約10名	約470名
活動延べ人員数	約4,330名	約2,865名		約45名		約7,240名	



火山性ガスを検知する救助隊

2 活動状況

○山頂付近などで救助・検索及び搬送活動

○削岩機、ハンマードリル、スコップ等の救助資機材による救助活動

○東京消防庁ヘリによる情報収集活動



3 安全管理

○火山ガス検知器や防毒マスク等を活用し、隊員の安全管理を実施

○気象庁からの火山性微動や降雨等の情報は、逐次隊員へ連絡

○火山灰が堆積した急峻な山道での活動による事故を防ぐため、自衛隊ヘリにより救助隊を輸送

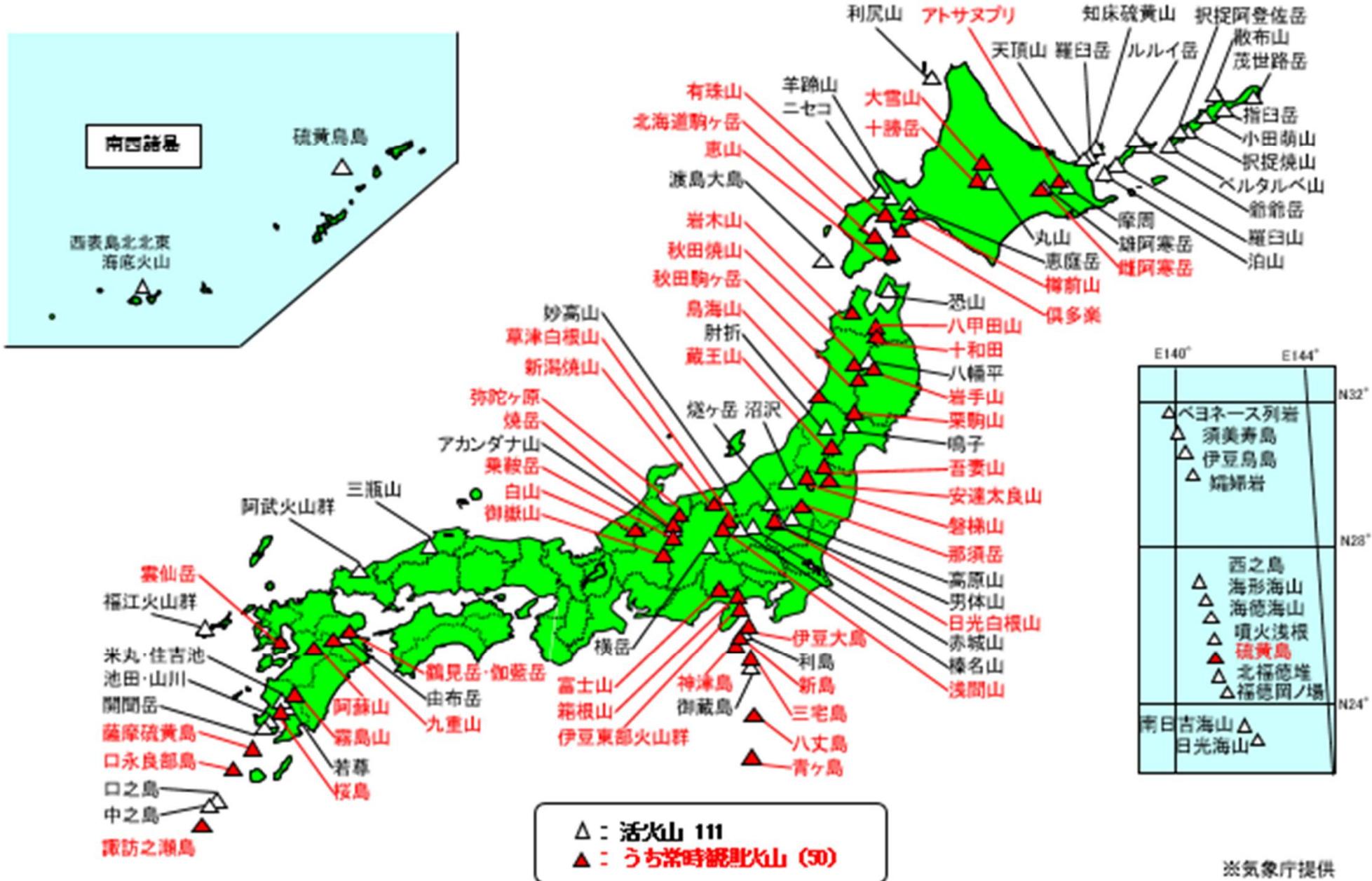
特徴的な活動

○標高3,000メートルの急峻な場所で、粘土質化した火山灰等で足場が悪い上、火山性微動や火山ガス、降雨の影響で幾度となく活動の中止を余儀なくされる等、体力的にも精神的にも過酷な環境下での活動

○火山ガス検知器や防毒マスク等を活用するとともに、気象庁から火山活動に係る重要情報の伝達、自衛隊ヘリによる部隊輸送等を行い、隊員の安全管理を徹底した活動

自衛隊大型ヘリ(CH-47)による
救助隊の輸送

我が国の活火山の分布



*气象厅提供

噴火警戒レベル

噴火警戒レベル

種別	名 称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		説明		
					火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要（状況に応じて対象地域や方法等を判断）。
			レベル 4	高齢者等 避難		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難、住民の避難の準備等が必要（状況に応じて対象地域を判断）。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで	レベル 3	入山規制		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて高齢者等の要配慮者の避難の準備等。
		火口周辺	レベル 2	火口周辺 規制		火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）。
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意		火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	通常の生活。（状況に応じて火山活動に関する情報収集、避難手順の確認、防災訓練への参加等）。 特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）。

【気象庁HPより】

◇ 改正の趣旨

近年、富士山の市街地近くで新たな火口が発見されたこと等による想定される火口の範囲の拡大や、桜島で大規模噴火の可能性が指摘されたことなど、日本全国で火山活動が活発化した際の備えが急務となっている。

このような状況に鑑み、活動火山対策の更なる強化を図り、住民、登山者等の生命及び身体の安全を確保することを目的とし、以下を改正し、所要の措置を講ずる。



◇ 改正内容

①避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等(第8条関係)【追加】

【現状】

不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要する要配慮者が利用する施設に作成が義務付けられている、利用者の安全を確保するための避難確保計画の作成が十分に進んでいない。

【原因】

- ・避難確保計画作成に係るノウハウの不足
- ・小規模な施設にとって、計画作成そのものが負担となっていること 等



避難確保計画の作成状況

避難促進施設に位置づけられた559施設中、452施設で避難確保計画作成済み（令和4年9月末時点）



- ・市町村長は、避難確保計画の作成及び変更並びに実施に關する情報の提供、助言その他の援助を実施
- ・火山防災協議会が市町村長をサポート

②登山の期日、経路等の情報の提供を容易にするための配慮等(第11条関係)【追加】

- ・地方公共団体が登山届等提出の容易化に配慮することを規定(オンラインによる登山届の導入等)
- ・登山届等の情報が火山噴火時等の救助活動にとって重要であることを明記
- ・登山届等の提出の努力義務規定の内容を強化

③迅速かつ的確な情報の伝達等(第12条関係)【追加】

情報通信技術の活用等を通じて、火山現象の発生時における住民や登山者等の円滑かつ迅速な避難のために必要な情報を迅速かつ的確に伝達することを規定

④火山現象に關する専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保等(第30条関係)【追加】

国及び地方公共団体は、相互の連携の下に、
・火山に關する専門的な知識又は技術を習得させるための教育の充実を図り、
・その知識又は技術を有する人材の能力の發揮の機会を確保すること
等を通じた人材の育成及び継続的な確保に努めなければならない。

国は、火山に關する観測、測量、調査及び研究を推進するため、必要な予算等の確保や、地方公共団体に対する必要な援助に努めなければならない。

⑤火山調査研究推進本部の設置(第31条～第36条関係)【新規】

文部科学省に、火山に關する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するための火山調査研究推進本部を設置

【推進本部でつかさどる事務】

- ①観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策を立案
- ②関係行政機関の火山に關する調査研究予算等の事務の調整
- ③総合的な調査観測計画を策定
- ④関係行政機関、大学等の調査結果等を収集、整理、分析し、総合的な評価を実施
- ⑤総合的な評価に基づく広報

⑥火山防災の日(第37条関係)【新規】

- ・国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めるため、8月26日を「火山防災の日」に制定
- ・火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努める。

明治44年8月26日は、浅間山に日本で最初の火山観測所が設置され、観測が始まった日です。



浅間火山観測所

⑦検討(附則第7項関係)【新規】

政府は、火山に關する最新の科学的知見等を勘案し、活動火山対策の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

火山防災対策に係る消防庁の取組

【退避壕、退避舎等の整備】

消防防災施設整備費補助金

○民間施設の新設・改修への補助(平成30年度～)

- 民間事業者が行う退避施設等の新設や山小屋等を活用した退避施設の整備(屋根・壁面のアラミド繊維補強等)に係る費用について、地方公共団体が補助する場合に活用可能。
- 地方公共団体の補助に対して、1/3を補助。
(活火山法第14条の避難施設緊急整備計画に掲げる施設にあっては1/2)
- 富山県立山町で令和5年度に実施。
(補助率1/3、補助額:12,000千円)



民間施設改修の例(富山県立山町)

補助スキーム例(国補助+県補助)

町補助:9割			山小屋等 経営者 負担:1割
国補助:3割	県補助:3割※	市町村負担:3割※	

※ 負担額・補助額に対する8割の特別交付税措置あり



退避壕整備の例(岐阜県下呂市)

補助スキーム例(国補助+県補助)

国補助:1/3	県補助:1/3※	市町村負担:1/3
		一般補助施設 整備等事業費:90%※

※ 負担額(地方債の元利償還金を含む)・補助額に対する8割の特別交付税措置あり

火山防災対策に係る消防庁の取組

【消防防災施設整備費補助金(令和8年度予算概算要求額 13.7億円の内数)】

活動火山対策避難施設(退避壕、退避舎等)を新設・改修する地方公共団体に対し、整備に要する費用の一部を補助。

同施設を新設・改修する民間事業者に補助する地方公共団体に対し、補助額の一部を補助。

〈補助率〉 原則1/3(9火山については、1/2)

※補助率1/2:活火山法第14条に基づき、避難施設緊急整備地域(9火山周辺地域)に指定された

関係都道府県が作成した避難施設緊急整備計画に掲げる施設が対象

9火山 : 桜島、阿蘇山、有珠山、伊豆大島、十勝岳、雲仙岳、三宅島、霧島山(新燃岳)、口永良部島

※補助金の充当残額の80%について特別交付税措置あり

〈補助実績 交付決定額〉

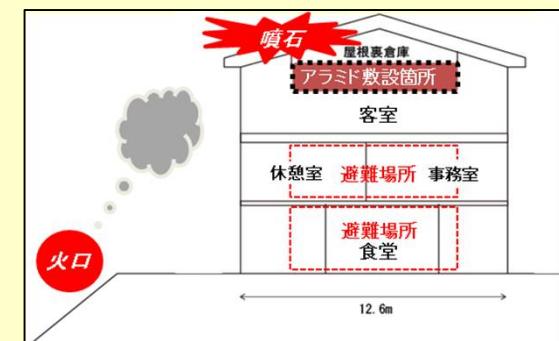
(単位:千円)

年度	地方公共団体所有施設			民間所有施設		
	整備団体	事業	補助額	補助団体	事業	補助額
令和5年度				富山県立山町	退避舎改修	12,000
令和6年度	岐阜県下呂市	退避壕新設	14,377		休憩室 避難場所 事務室	アラミド敷設箇所
	岐阜県下呂市	退避舎改修	12,894			
令和7年度				富山県立山町	退避舎改修	28,877

民間施設の退避舎改修事業



(富山県立山町)



噴石対策イメージ

【参考:令和7年度までの地方財政措置】

緊急防災・減災事業債(令和7年度地方債計画:5,000億円の内数)

〈対象事業〉 地方公共団体が単独で行う活動火山対策避難施設(退避壕、退避舎等)の整備

〈充当率〉 100%

〈交付税措置〉 元利償還金の70%について普通交付税措置あり

〈事業年度〉 令和7年度まで

(令和7年度までに建設工事に着手した事業については、令和8年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる)

※事業期間終了後の在り方については、地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討

3. 災害対応力強化のための研修等

市町村が行うべき災害応急対策①

市町村長は災害対策基本法に基づき、災害時の災害応急対策を迅速かつ的確に行う責務がある。
市町村長は全庁的な災害対応体制を確立し、災害のフェーズに応じた的確な判断・指示を行う必要がある。

災害応急対策とは、

- ・体制の確立
 - ・情報の収集
 - ・警戒・避難
 - ・救助・救急、消火活動
 - ・医療活動
 - ・インフラ、ライフライン
 - ・避難所運営
 - ・物資供給
 - ・被災者生活再建支援
 - ・災害廃棄物処理
- 等を指す。

そのため、市町村長は
自らが参加した全庁的な防災訓練の実施、
庁舎の耐震化、防災情報システムの整備などを行い、
災害時に備え万全を期す必要がある。

	災害時の対応	平時からの備え
体制	<p>■ <u>災害対策本部の設置・運営</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害対策本部を設置し、平時とは異なる災害応急対策を遂行する体制を確立する。・ 住民に向けて正確に情報を発信する。	<p>■ <u>災害対応体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害事象ごとに災害対策本部の設置基準を設定する。・ 災害対策本部における業務内容・分担を明確にしておく。
警戒	<p>■ <u>避難情報の発令</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 気象情報・河川情報等を基に、適時的確に避難情報（高齢者避難、避難指示、緊急安全確保）を発令する。・ 住民に確実に避難指示等を伝達する。	<p>■ <u>避難情報の発令体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 災害種別ごとに具体的でわかりやすい避難情報の発令基準をあらかじめ策定する。・ 複数の情報伝達手段を確保し、災害時に確実に使用できるようにする。・ 住民に対し、災害リスク、災害時にとるべき行動を説明し、理解促進を図る。

市町村が行うべき災害応急対策②

	災害時の対応	平時からの備え
発災	<p>■ <u>情報の収集・分析</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・分析を的確に行い、情報空白地域の有無を含め、被害状況を迅速に把握する。 	<p>■ <u>防災情報システムの整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カメラ、ヘリテレ、119番入電状況等の情報を収集・分析するため、防災情報システムを整備する。
	<p>■ <u>救助・救急活動</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報を基に、人命を最優先に救助・救急活動にあたる。 ・ 被害を過小評価することなく、緊急消防援助隊、自衛隊等の応援要請を迅速に実施する。 	<p>■ <u>受援体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動等を行う警察・消防・自衛隊等の活動拠点等を確保するなど、受援体制を整備しておく。
被災者支援	<p>■ <u>避難所の運営、生活環境の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所を速やかに開設し、住民の安全性を確保する。 ・ 迅速に食糧などの必要な物資を確保し、生活環境を整備する。 	<p>■ <u>避難所の指定・確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な避難所を指定し、周知を図る。 ・ 避難者数の想定に応じて、物資の備蓄をするとともに、追加調達ができるよう相互応援協定の締結を進める。
	<p>■ <u>住まい確保</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な支援を確保するため、被害認定調査、罹災証明書等の交付を迅速に行う。 ・ 災害救助法、被災者生活再建支援法等の適用により、仮設住宅等を提供する。 	<p>■ <u>応援職員の受入体制の整備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 膨大な事務量に対応できるよう他市町村等からの応援職員受け入れのための受援体制を整備しておく。

市町村の災害対応力強化のための研修・訓練

背景・課題

○市町村長は、災害時にリーダーシップを発揮し、的確な災害対応を行うことが求められることから、市町村長の災害対応力強化のための研修・訓練を実施

施策の概要

【市町村長の災害対応力強化のための研修】

- ・市町村長が災害時に的確に判断し、迅速に指示が出せるよう個別面談方式により行う実践的な研修
- ・避難指示の発令等、様々な状況を付与したシナリオ非提示型訓練

【全国防災・危機管理トップセミナー】

- ・有識者、災害を経験した市町村長による講演

今後の取組・留意事項

- 消防庁では、引き続き、このような研修・訓練を通じて、市町村長の災害対応力の強化を図ることとしており、
積極的な参加をご検討されたい。
- 災害対応を経験された市町村長の教訓・知見をまとめた以下の冊子を刊行しているので、積極的に事務の
参考とされたい。「市町村長による危機管理の要諦」「災害対応事例集」

詳しくはこちら
(消防庁HP)



市町村長の災害対応力強化のための研修		全国防災・危機管理トップセミナー		
	前期	後期	市区長	町村長
募集	● 令和7年4月	● 令和7年9月	● 令和7年4月	● 令和7年10月
日時	● 令和7年5、6月(オンライン6回) ● 令和7年6月5日(対面1回) ● (合計20名×7回)	● 令和7年11月中旬(オンライン4回) ● 令和7年11月20日(対面1回) ● (合計20名×5回)	● 令和7年6月4日	● 令和7年11月19日
場所	● 個別面談方式(対面・オンライン方式)		● 全国都市会館	● ビジョンセンター東京虎ノ門
イメージ				
	市町村長の受講の様子(対面方式)	市町村長の受講の様子(オンライン方式)	講演の様子	会場の様子

市町村長による危機管理の要諦 ー初動対応を中心としてー

市町村長による危機管理の要諦
ー初動対応を中心としてー

「市町村長による危機管理の要諦」は、市町村長が災害対応で経験したことを、良かった点、失敗談も含めて、**市町村長のためにまとめた冊子です。**

市町村長はもちろん、防災・危機管理関係の職員も、ぜひ一度ご一読ください。

自然災害、国民保護事案等の危機事態における初動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおくべき重要事項は次のとおりである。

1 市町村長の責任・心構え

- (1) 危機管理においては、トップである市町村長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。
- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断（意思決定）する、⑤住民に呼び掛ける、の5点である。
- (3) 市町村長が最初に自ら判断すべき事項は、避難指示等の発令と緊急消防援助隊や自衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできることは本番ではできない。訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、危機管理能力を身に付ける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合（または発生が予想される場合）は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎（災害対策本部設置予定場所）に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には即座に本庁舎に駆けつけることができるよう待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、あらかじめ特別職の権限代行者（副市町村長等）を定め、周知しておく。災害等が特に予想されない平常時において、市町村長が市町村外へ離れる場合は権限代行者を市町村内に所在させておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制をあらかじめ確立しておくとともに、市町村長は、常に連絡を取れる体制をとておく必要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを發揮できるよう、職員の初動体制（宿日直体制・緊急参集体制）をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

- (1) 準備、体制構築が早すぎて非難されることはないので、躊躇せずに災害対策本部等を立ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報の取れない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りにいく。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応に従事する職員の安全管理に配慮する。また、災害時の応急対応に従事する職員の健康管理にも十分気を配る必要がある。

4 避難指示等の的確な発令

- (1) 災害が発生する危険性が高い状況を地域の住民に直接伝達する最も有効な手段が避難指示等を発令すること。避難指示等の発令は、住民の命を守るために災害時における市町村長の最大の使命。
- (2) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難指示等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (3) 平常時から、気象情報等に対応した避難指示等の発令基準を設定しておくことは、避難指示等のスムーズな発令をする上で欠かせない。
- (4) 避難指示等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

令和6年度の災害を中心とした事例集

令和6年度の災害を中心とした事例集
(災害対応事例集)

- 「災害対応事例集」は、災害対応した市町村長にインタビューして、災害対応の教訓などをメッセージとしてまとめた冊子です。
- 市町村長はもちろん、防災・危機管理関係の職員も、ぜひ一度ご一読ください。

掲載自治体（令和6年度の災害を中心とした事例集）

石川県能登地方を震源とする地震

- 令和5年5月5日14時42分、能登半島沖を震源とするM6.5の地震が発生し、石川県珠洲市で震度6強を観測。同日21時58分同じく能登半島沖を震源とするM5.9の地震が発生し、同市で震度5強を観測。
人的被害：死者1名、負傷者52名
住家被害：全壊40棟、半壊313棟、一部破損3,073棟

令和6年能登半島地震

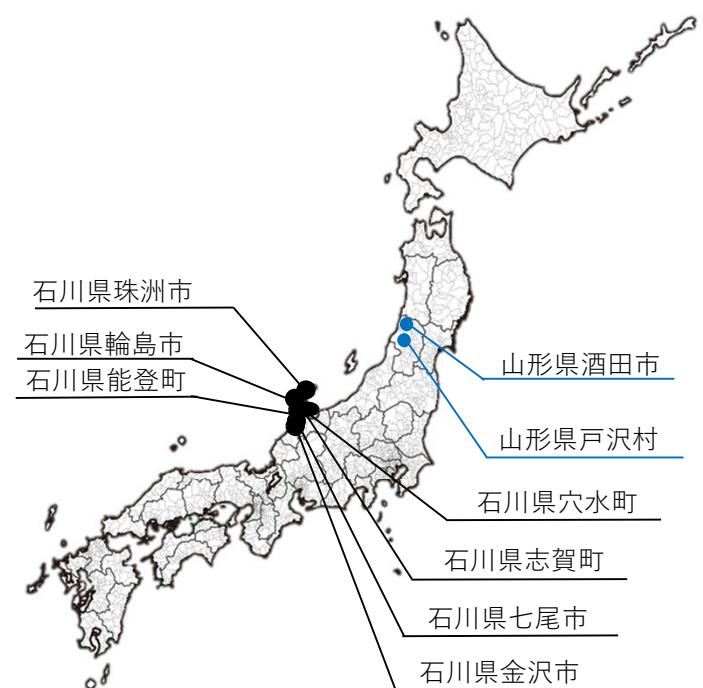
- 令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方を震源とするM7.6の地震が発生
- 石川県輪島市や志賀町で震度7、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて、非常に広範囲で揺れを観測。
人的被害：死者447人、行方不明者3人、負傷者1,344人
住家被害：全壊6,436棟、半壊23,075棟、一部破損109,348棟
床上浸水6棟、床下浸水19棟（R6.11.21現在）

令和6年9月20日からの大雨

- 石川県で21日前に線状降水帯が発生し、多いところでは総降水量が500ミリを超える、平年の9月の月降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった
人的被害：死者16人、負傷者47人
住家被害：全壊108棟、半壊565棟、一部破損59棟
床上浸水285棟、床下浸水1,284棟（R6.11.21現在）

令和6年7月25日からの大雨

- 令和6年7月23日頃から東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本にかけて大雨。特に山形県では線状降水帯が発生
- 東北地方を中心に、3日間の降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点があった。
人的被害：死者5人、負傷者5人、住家被害：2,098棟



市区町村の防災体制（防災職員）

- 東日本大震災以降、市区町村の防災専任職員は大幅に増加（H24:5,292人⇒R6:8,257人）
- 一般行政職に占める防災専任職員の割合は、全国平均で1%程度
- 防災専任職員が0人の市町村は25.4%、その場合、防災業務は総務課の職員が兼務している場合が多い

＜市区町村における一般行政職員数及び防災専任職員数の状況＞

※ 総務省「地方公共団体定員管理調査結果」より作成

平成24年4月1日時点		
一般行政職員数	防災職員数	一般行政職に占める防災職員の割合
668,338	5,292	0.79%

令和6年4月1日時点		
一般行政職員数	防災職員数	一般行政職に占める防災職員の割合
697,282	8,257	1.18%

防災職員数	団体数	割合
0人	664	38.1%
1人～4人	670	38.5%
5人～9人	294	16.9%
10人～14人	64	3.7%
15人～19人	25	1.4%
20人～	25	1.4%
合計	1,742	100.0%

443団体中、人口5万人未満の団体は433団体(97.7%)



防災職員数	団体数	割合
0人	443	25.4%
1人～4人	659	37.9%
5人～9人	425	24.4%
10人～14人	120	6.9%
15人～19人	43	2.5%
20人～	51	2.9%
合計	1,741	100.0%

防災専門人材活用制度の紹介

地域防災マネージャー制度

退職自衛官等の防災の専門性を有する外部人材を、地方公共団体の「防災監」や「危機管理監」等で採用・配置するに当たり、必要となる知識・経験等を有する者を「地域防災マネージャー」として証明することで、地方公共団体における人材確保に資する
※なお、「地域防災マネージャー」の交付を受けた者の採用・配置に要する経費（人件費）については、特別交付税措置の対象となる

気象防災アドバイザー

気象庁では、地域の気象と防災に精通した方に「気象防災アドバイザー」を委嘱し、自治体での防災対応において活用いただく取組を推進しており、気象予報士を対象とした育成研修の実施と気象庁退職者への委嘱により気象防災アドバイザーの拡充を実施
自治体の防災担当職員の一員として、平常時から災害時も含め、防災業務に従事することも可能
※フルタイム勤務のほか、事前に契約して悪天時に気象の見通しの解説や避難情報に関する助言の実施、単発契約で研修・講演への対応等も可能

「防災・危機管理e-カレッジ」は、インターネット上で、いつでも、誰でも、無料で防災の知識や災害時の危機管理について学習ができるサイトです。

下記の動画を新たに追加しましたので、ご活用いただきますよう
よろしくお願いします。

サイトへは
こちら

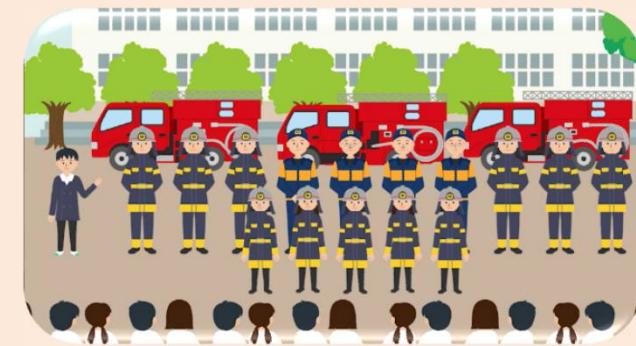


<https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/>

- 下掲の「こども向け」のページを下にスクロールしていくと、右記の動画を見つけることができます。

- 下掲の「一般の方向け」のページを下にスクロールし、「共助」のタブをクリックすると、右記の動画を見つけることができます。

未来の消防団員へ 地域防災教育・ 団員の加入促進 ～消防団×学校がタッグ～



「御用聞き」がつなぐ 防災教育 ～新潟県長岡市の将来にわたつ て 続けられる防災教育支援～



『命の矢印』プロジェクト ～支援が必要な方と 一緒に行う合同避難訓練と、 防災を身近にする取り組み～



4. 地方公共団体における業務継続について

地方公共団体における業務継続計画

業務継続性の確保の必要性 <防災基本計画（抄）>

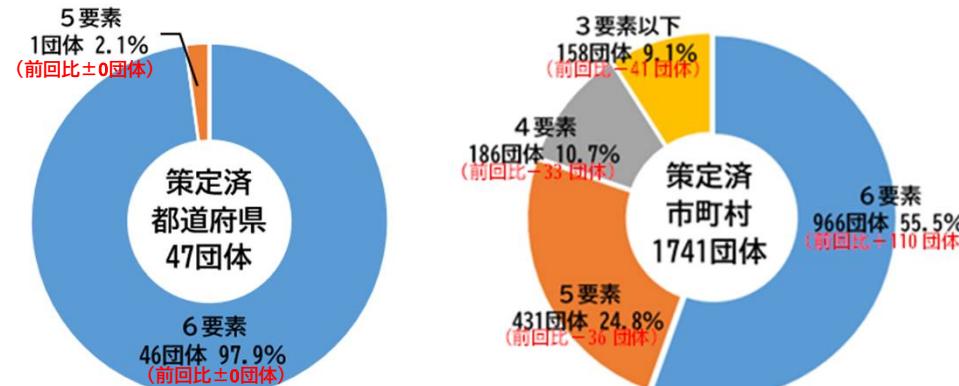
地方公共団体等の防災関係機関は、災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

業務継続計画：優先的に実施すべき業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画。
(全ての地方公共団体で計画策定済み)

重要6要素の策定済数の状況（令和6年4月1日現在）

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））において示された業務継続計画に定めるべき特に重要な6要素

	都道府県	市町村
(1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	47	1,726
(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	46	1,627
(3)電気、水、食料等の確保	47	1,068
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	47	1,538
(5)重要な行政データのバックアップ	47	1,508
(6)非常時優先業務の整理	47	1,638



※割合の算出に当たっては、端数処理（四捨五入）のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

地方公共団体に対し、以下を周知

- ①職員の研修や訓練等により実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。
- ②定めるべき重要6要素について定めていない項目がある場合は、その整備を行うこと。

地方公共団体における受援計画（応援職員受入れに関する規定）

- ・災害対策基本法の改正（平成24年）により、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画を定めるに当たり、各防災機関が円滑に他の者の応援を受け、または応援することができるよう配慮することが規定された。
- ・これをふまえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月内閣府）及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和2年4月内閣府（令和7年4月改訂））が策定され、地方公共団体における受援計画の策定を促している。

＜地方公共団体における受援計画（応援職員受入れに関する規定）の策定状況＞（令和6年4月1日現在）



今後の取組・留意事項

都道府県は、受援計画作成を通じて、庁内全体の受援担当者や受援対象業務ごとの担当者選定、応援職員の執務スペースのあらかじめの確保、応援職員等が宿泊場所として活用可能な施設のリスト化による受援体制を構築するとともに、民間事業者等との災害時における協定の締結に取り組んでいただきたい。

（参考）災害対策基本法

（都道府県地域防災計画）

第四十条第三項

都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等（※）が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

（※管轄指定地方行政機関等…当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者）

（市町村地域防災計画）

第四十二条第四項

市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」(消防庁)より

- 災害応急対策の拠点、避難場所等となる公共施設等は、耐震化が必要であり、これまでも着実に取り組んできた。
- 市町村の災害対策本部設置庁舎が未耐震の場合、本部機能に支障が生ずることがないよう、耐震化済みの代替庁舎を指定する必要がある。

■ 施設区分別の耐震率

施設区分	平成14年3月末	令和6年4月1日
文教施設(校舎、体育館)(指定緊急避難場所等に指定)	46.7%	99.7%
診療施設(医療救護施設に位置づけ)	57.5%	96.0%
社会福祉施設	51.4%	94.1%
庁舎(災害応急対策の実施拠点)	47.2%	93.6%
消防本部、消防署所	56.4%	96.2%
警察本部、警察署等	51.0%	88.2%
全体平均(防災拠点となる公共施設等)	48.9%	96.8%

■ 市町村における災害対策本部設置庁舎の耐震率(令和6年4月1日)

災害対策本部設置庁舎の耐震率	92.0%
災害対策本部庁舎又は代替庁舎で耐震化されている割合	99.9%

防災拠点となる公共施設等の耐震化の支援

災害応急対策の拠点となるべき庁舎が、耐震性の不足により使用不能となった事例が発生

下記の支援措置を活用するなどにより、早急に耐震化に取り組むことが必要



地震により被災した庁舎

■ 緊急防災・減災事業債

【耐震化に係る対象事業】

災害時に災害対策の拠点となる市町村庁舎、消防本部及び消防署所等の耐震化

【建替に係る対象事業】

- ①早急に耐震化を行う必要があり、全部改築することがやむを得ないと認められる消防署所等
- ②未耐震の自治体本庁舎、消防本部・消防学校等の建替え(※)に併せて整備する次の施設

ア 災害対策本部の設置に係る施設(災害対策本部員室など)

イ 応援職員の受入れに係る施設(応援職員が執務を行うためのスペース)

ウ 災害応急対策に係る施設(一時待避所、物資集積所など)

※ 自治体本庁舎は令和3年8月から、消防学校・消防本部等は令和4年度から対象

※耐震診断に係る経費には特別交付税措置あり(措置率0.7)

【地方債の充当率等】 充当率100% 交付税措置70%

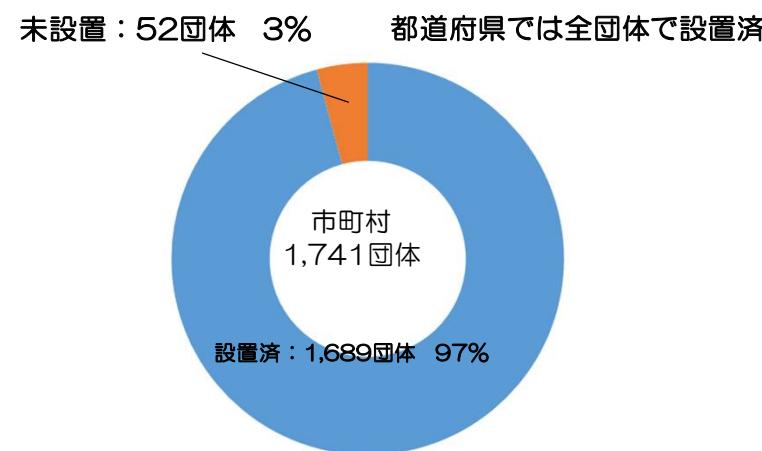
【事業年度】 令和7年度まで

防災拠点における非常用電源の整備①

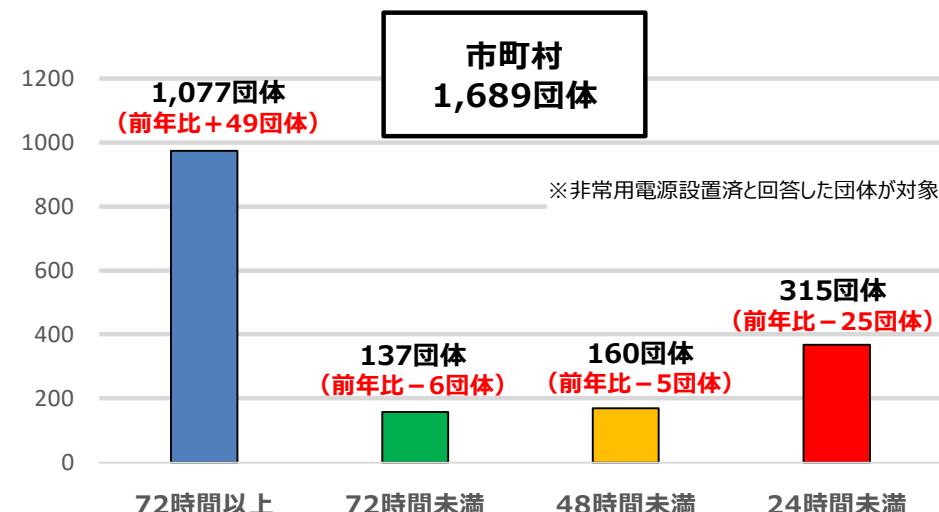
- 毎年度、災害対策本部が設置される庁舎における非常用電源の設置状況や稼働時間についての調査結果を公表し、整備の推進を働きかけている。
- 災害対策本部設置庁舎における非常用電源の整備率は97%と進んでいるが、非常用電源整備済市町村のうち72時間以上の稼働時間を確保する市町村は61.3%にとどまる。
 **人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とすることが望ましい**ことから、あらかじめ燃料等の備蓄に努めること。

非常用電源の整備状況等（令和6年4月1日現在）

○非常用電源の整備状況



○72時間以上の稼働時間の確保状況



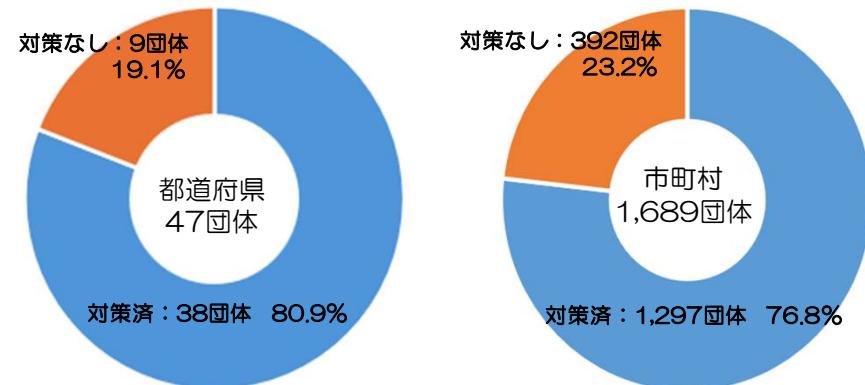
都道府県では、
47団体（100%）で設置済
（前年同）
市町村では、
1,689団体（97%）で設置済
（前年比+13団体、+0.7%）

都道府県では、
72時間以上： 46団体（前年と同じ）
48時間未満： 1団体（前年と同じ）

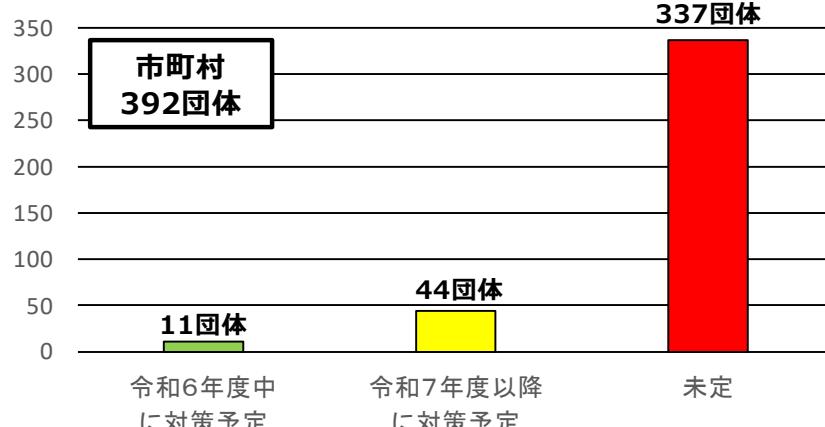
防災拠点における非常用電源の整備②

水害対策（令和6年4月1日現在）

※今回調査から設置済み団体数を分母としている。

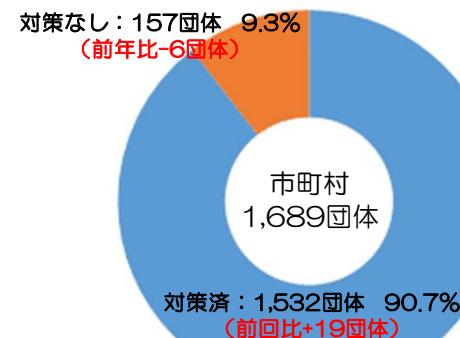


水害対策をしていない団体の今後の予定

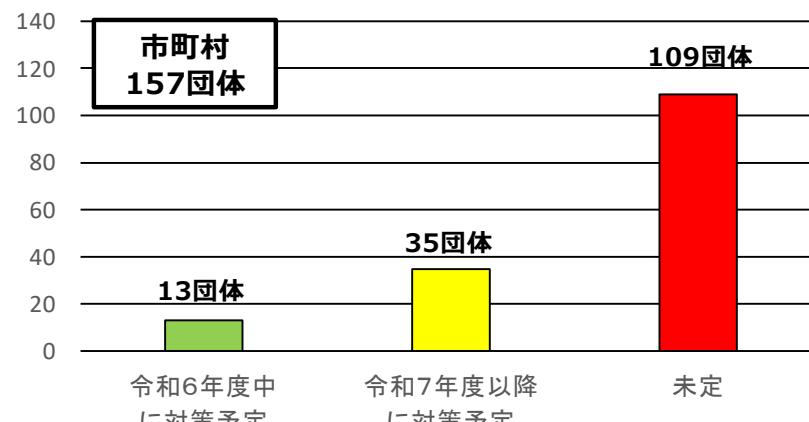


耐震・免震対策（令和6年4月1日現在）

※都道府県では全団体で対策済



耐震・免震対策をしていない団体の今後の予定



5. 住民避難

避難行動要支援者名簿について

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認などの避難支援等を実施するための基礎とする名簿
- 平成25年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの
- 令和7年4月1日現在、すべての団体で作成済み

対象者

- 要配慮者(高齢者や障害者など)のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者

作成

- 市町村が作成しておかなければならぬ(義務規定)

※対象者である避難行動要支援者の把握に努め(努力義務)、避難行動要支援者名簿を作成することとされている。

記載内容

- 氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先
- 避難支援等を必要とする事由
- 避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

避難行動要支援者名簿の避難支援等関係者(※)などへの提供

(※)避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない。

- 事前提供の未実施団体数:**88団体** すべての団体が名簿更新実施(令和7年4月1日時点)

個別避難計画について

- 高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画
- 令和3年の改正において災害対策基本法に位置づけたもの
- 令和7年4月1日現在、個別避難計画の策定に着手済みの団体は1,691団体(97.1%)

(参考) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月(令和3年5月改訂) 内閣府(防災担当)

対象者 ○要配慮者(高齢者や障害者など)のうち自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する避難行動要支援者

作成 ○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記載内容 (氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画の避難支援等関係者(※)などへの提供

(※)避難支援等関係者:消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

- 適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供
- 平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等の同意がある場合に提供し、災害時は本人の同意を要しない。

「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の区別

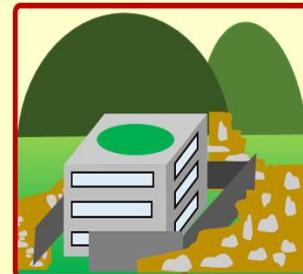
- 指定緊急避難場所と指定避難所の指定に際しては、以下の区別やそれぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をする。（※両者を兼ねて指定することも可能）



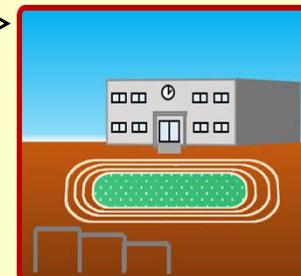
○指定緊急避難場所

災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所
土砂災害、洪水、津波、地震等の災害種別ごとに指定

<土砂災害に対する指定緊急避難場所の例>



対象とする
災害に対し、
安全な構造
である堅牢
な建築物



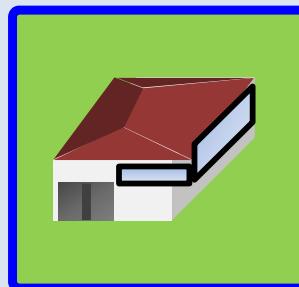
<地震、大規模な火事等に対する指定緊急避難場所の例>

対象とする
災害の危険が
及ばない学校
のグラウンド・
駐車場等

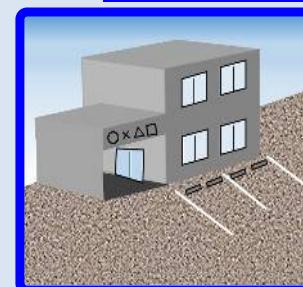
自宅滞在
不可能
と判断

○指定避難所

災害の危険に伴い避難をしてきた人々が一定期間滞在する施設



学校・
体育館等の
公共施設



公民館等の
公共施設

タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発

- 令和4年に改定された「防災基本計画」には、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）の作成や必要に応じた見直し、効果的な運用に努めるよう記載されたところ。
- これを踏まえ、消防庁から以下の内容を盛り込んだ事務連絡を発出し、周知を依頼。
(※「タイムラインの策定・見直し及び住民への普及啓発」(令和4年9月28日 消防庁国民保護・防災部防災課長))
 - ・市町村によるタイムラインの積極的な活用、住民への効果的な普及啓発、自主防災組織と連携したタイムライン策定を行っている事例
 - ・タイムラインの策定・見直し、住民への普及啓発を対象とした支援措置

タイムラインの策定・見直し、 住民への普及啓発に活用可能な支援措置

緊急防災・減災事業(特別交付税)

内容	・市町村によるタイムライン策定・見直しに要する経費 ・住民に対するタイムラインの普及啓発経費 ※東日本大震災を教訓として実施する地方単独事業の非適債経費に限る。
対象	地方公共団体
措置率	交付税措置: 70%
備考	令和7年度まで

自主防災組織等活性化推進事業

内容	・自主防災組織等の活性化を推進する取組を国費で支援
対象	地方公共団体

市町村によるタイムラインの積極的な活用、 住民への効果的な普及啓発、自主防災組織と連携した タイムライン策定を行っている事例

三重県紀宝町 タイムラインによる防災対応

- ・全国に先駆けた独自のタイムライン策定を平成23年台風第12号における河川氾濫をきっかけに試行を経て平成27年に町独自に策定。
- ・タイムラインの効果(計39回タイムライン運用)
H29年台風第21号、R2年台風第14号などで運用。
- ・紀宝町タイムライン防災情報共有システムを整備。



紀宝町タイムライン防災情報共有システム

茨城県WEB版マイ・タイムライン作成 システムによる住民への普及啓発

- ・マイ・タイムラインをWeb上で作成し、スマホ等の端末に保存できる仕組みを開発。
- ・家庭でのマイ・タイムラインの作成に活用。
- ・学校等で、タブレット端末等で作成するなど防災教育に活用。



茨城県 WEB版マイ・タイムライン

まつやまマイ・タイムライン(施設版)

※消防団・自主防災組織等連携促進支援事業(令和3年度)

- ・平成30年7月豪雨で被災した施設の災害対応を踏まえ、福祉施設、小中学校、保育園・幼稚園が「まつやま施設版タイムライン」を作成。
- ・作成には消防団や自主防災組織が参加。



まつやま施設版タイムライン

防災訓練の積極的実施について

新型コロナウイルス感染症流行の影響で、地方公共団体における防災訓練の実施回数が、令和2年度に減少したが、令和3年度以降は回復傾向となっている。

《防災訓練の実施状況》

- ・R元年度…実施団体数：1,574、実施回数8,861
- ・R2年度…実施団体数：1,266、実施回数6,550
- ・R3年度…実施団体数：1,278、実施回数6,824
- ・R4年度…実施団体数：1,520、実施回数8,331
- ・R5年度…実施団体数：1,590、実施回数9,552

令和7年度総合防災訓練大綱に基づき、特に以下3点に留意して防災訓練等を実施するよう、地方公共団体に対して依頼。（令和7年7月2日付 消防庁防災課長通知）

(参考)令和7年度総合防災訓練大綱について(令和7年7月2日付け通知)＜抜粋＞

- 1 多様な主体との連携
- 2 地域の実情に応じた訓練
- 3 避難指示等の発令・伝達

災害用携帯トイレ・簡易トイレの備蓄について

- 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫
- 風水害の多様化・激甚化・頻発化



避難者におけるトイレの確保が重要な課題であることから、下記ガイドラインに基づき、
携帯トイレ・備蓄トイレの必要数を確認した上で、
備蓄量が十分でない場合には、不足する量を備蓄するよう地方公共団体に依頼

(令和4年9月30日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡)

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）H28.4(R6.12改定)

- 1 発災直後～3日目は主に携帯トイレ・簡易トイレを使用
- 2 最大想定避難者数に基づく備蓄目標数の考え方
 - (1) 1日あたり必要な便袋の枚数

$$\text{最大想定避難者数} \times 5 \text{回}$$

- (2) 携帯トイレの備蓄目標数
 - 1日あたりの必要な便袋数 × 日数

まずは3日分を目標にすることを推奨



携帯トイレ



簡易トイレ

毛布の備蓄について

- 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの切迫
- 風水害の多様化・激甚化・頻発化
- 災害時に避難者の生命・身体を保護するため、毛布等の寝具の備蓄が必要不可欠

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」

(令和4年6月10日中央防災会議幹事会)等では、

避難所避難者1人当たり2枚の毛布が必要となるという前提で必要量を算出



改めて各地域における**最大想定避難者数に基づいた必要量を確認**した上で

備蓄量が十分でない場合には、**不足する量を備蓄**するよう地方公共団体に依頼

(令和4年12月21日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡)

参考) 防災基本計画(令和7年7月中央防災会議)抜粋

第2編第1章第6節8

○市町村は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ、(中略)、
毛布、(中略)のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資
を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するもの
とする。

大規模災害時における毛布のプッシュ型支援について

各被災地方公共団体において備蓄している物資で対応することを前提に、それでは不足する場合、国において被災都道府県からの具体的な要請を待たないで物資を調達し、被災地に緊急輸送する。
毛布については、消防庁は、地方公共団体の公的備蓄から必要量を確保・供給できるよう調整する。

○ 受援側地方公共団体の毛布の不足量（最大想定）

	備蓄量		必要量 (C)	不足量 $C - (A+B)$
	都道府県(A)	市町村(B)		
南海トラフ地震 (受援側16県計)	407,444枚	2,652,672枚	7,470,000枚	4,409,884枚

○ 応援側地方公共団体の毛布の備蓄残量（最大想定）

		備蓄量		必要量 (C)	備蓄残量 $(A+B) - C$
		都道府県 (A)	市町村 (B)		
	南海トラフ地震 (応援側31都道府 県計)	2,014,38 6枚	7,610,56 9枚	2,640,70 0枚	6,984,25 5枚

※備蓄量は、消防庁「地方防災行政の現況（令和4年）」（R3.4現在）

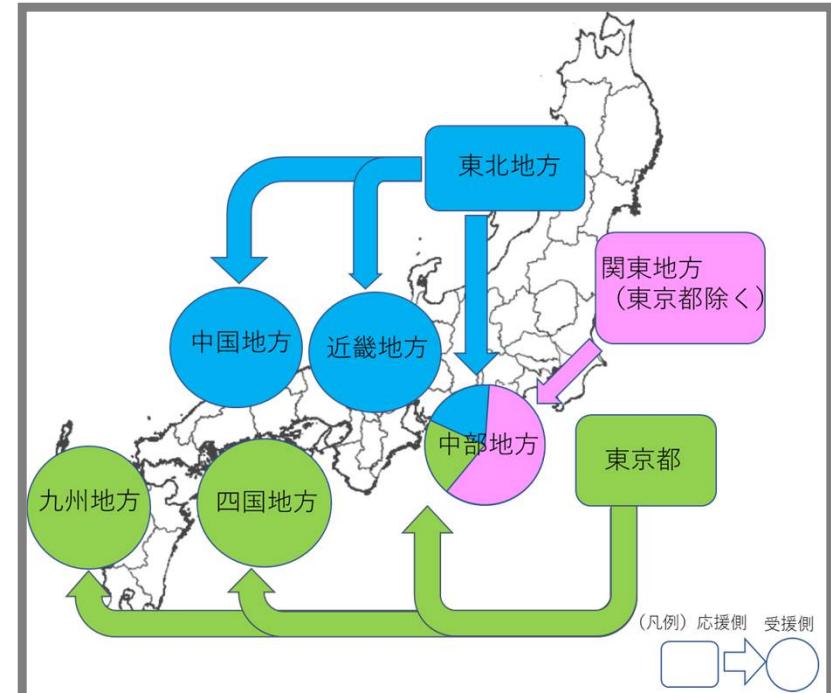
※必要量は南海トラフ巨大地震の被害想定について（R1.6）より算出（避難所避難者数×2枚）

陸送が困難な北海道と沖縄県を除く全国の都道府県及び市町村から毛布を確保し、遅滞なく供給する必要がある。



- 応援受援の組み合わせを設定
- 実効性確保のため、
 - 都道府県内の供給量、集約場所、集約方法などを都道府県毎に設定
 - 都道府県及び市町村が連携した訓練の実施
- を依頼

（令和4年12月21日 内閣府防災参事官・消防庁防災課長事務連絡）



災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果について（一部抜粋）



永田クラブ、経済研究会、国土交通記者会へ公表

令和7年1月9日
内閣府政策統括官（防災担当）

災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果をお知らせします

災害用物資・機材等については、災害対策基本法において市町村が備蓄するものとされていますが、令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポートで「避難所の開設に備えた物資、資機材等の自治体の準備状況について、国が確認し公表することを検討する」と、また令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討の在り方について、「国においても、その備蓄状況を調査し、公表する」とされております。

これらを踏まえて、内閣府では全国の地方公共団体（都道府県及び市区町村）における災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査を実施し、調査結果をとりまとめましたのでお知らせします。（建物内の設備（備え付けのエアコン等）は本調査の対象外。）

【参考】

・災害対策基本法

（防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務）

第49条

災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌事務又は業務に係る災害応急対策又は災害復旧に必要な物資及び資材を備蓄し、整備し、若しくは点検し、又はその管理に属する防災に関する施設及び設備を整備し、若しくは点検しなければならない。

・「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」(P.23)

【避難所の開設】

避難所の開設に備えた物資、資機材等の自治体の準備状況について、国が確認し公表することを検討する。

・「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」(P.106)

4. 物資調達・輸送

○市町村・都道府県による備蓄の確保

・避難所における備蓄については、自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等簡易ベッドをはじめ、避難生活において必要な物資の備蓄を災害対策基本法や防災基本計画に基づいて進めることとされており、国においても、その備蓄状況を調査し、公表することが適当である。

【掲載先】

本調査結果については、https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r6_1101.pdf（内閣府HP）にも掲載しています。

(別添1)

災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果について

1. 調査の項目

- 調査対象：全国都道府県及び市区町村
- 調査時点：令和6年11月1日
- 調査内容：災害用物資・機材等の備蓄状況

2. 調査結果（全国計）

項目	品目	数量	単位
1-13	主食合計	92,799,895	食
14-23	副食合計	8,721,412	食
24	乳幼児粉ミルク・乳幼児液体ミルク	1,277,112	缶・本
25-27	水合計	29,705,412	L
28-29,46	暖房機器	30,985	台
30-32	冷房機器	36,184	台
33	携帯トイレ	65,699,306	回分
34,42-44,48-50	設置型トイレ (うち、トイレカーテイ・トイレトレーラー・トイレコンテナ)	2,407,070 (うち、81)	台
35	毛布	14,721,159	枚
36,45	簡易ベッド（段ボールベッド含む）	575,204	台
37	パーティション	1,086,666	枚
38	生理用品	20,026,846	枚
39	トイレットペーパー	3,586,127	巻
40	大人用おむつ	4,798,042	枚
41	子供用おむつ	10,755,046	枚
46	トイレ用洋式化アタッチメント	5,331	個

3. 今後の内閣府の対応

昨年12月の取組指針・ガイドラインの改定に加え、今般の経済対策における新地方創生交付金による資機材等の備蓄の支援等を進めています。

施策の概要

- 避難所における良好な生活環境や災害応急対策の継続性を確保するためのトイレカーの整備

財政措置(緊急防災・減災事業債)

- 地方公共団体が行うトイレカーの整備

活用目的

想定される活用場面

良好な生活環境の確保

- 避難所 等

災害応急対策の継続性の確保

- 災害対策本部設置庁舎等の災害対策拠点
- 災害応急対策の活動現場 等



今後の取組・留意事項

- 災害の激甚化・頻発化を踏まえ、避難所における良好な生活環境や災害応急対策の継続性を確保することができるよう、**トイレカーの整備**を進めていただきたい。

応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

【R7新規】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では、特に発災直後の奥能登地域において、宿泊施設を確保することが困難であったため、応援職員は被災した庁舎の床で睡眠をとるなど、厳しい環境下での活動を余儀なくされた
- 応援職員をはじめとする災害対応に従事する者が、現場において必要な活動ができるようにするために、被災地における宿泊施設の確保など、災害対応に従事する職員の健康面での環境整備が必要

施策の概要

- 応援職員の宿泊環境を確保するための宿泊機能を有する車両の整備

財政措置(緊急防災・減災事業債)

(令和7年度から)

- 地方公共団体が行う応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体は、災害時に速やかに応援職員の宿泊環境を整え、応援職員を発災直後から継続的に災害対応に従事させることができるように、**民間事業者との協定締結による車両確保**という方法に加え、宿泊機能を有する車両の整備に取り組まれたい。



想定される宿泊機能を有する車両の一例

災害応急対策を継続するための可搬式の燃料給油機の整備

【R7新規】

施策の概要

- 可搬式の燃料給油機の整備

※可搬式の燃料給油機

ガソリンスタンドが使用困難な場合等に、地方公共団体が石油商業組合等と協力し、可搬式の燃料給油機を、被害状況に応じた場所へ設置し、燃料を積んだタンクローリーと直結することで給油が可能

財政措置(緊急防災・減災事業債) (令和7年度から)

- 地方公共団体が行う可搬式の燃料給油機の整備

留意事項

- 地方公共団体は、災害応急対策を継続して行うことができるよう、災害発生時の燃料確保・供給体制を構築するための可搬式の燃料給油機の整備に取り組みたい。



【可搬式の燃料給油機】



【災害応急対策を行う車両へ給油】

セントラルキッチンとして活用される施設の耐震化等

【継続】

背景・課題

- 令和6年能登半島地震においては、被災者から、栄養バランスがとれた適温の食事がなかなか提供されなかつたとの声や、单调なメニューの改善を求める声があった
- その一方、公共施設において、セントラルキッチン方式で奥能登地域の避難所に配食し、食事支援を行う取り組みが新たに行われたところ

施策の概要

- 発災時にセントラルキッチンとして活用される公共・公用施設の耐震化や非常用電源などの整備

財政措置(緊急防災・減災事業債)

- 地方公共団体が行う、発災時にセントラルキッチンとして活用される公共・公用施設の耐震化や非常用電源などの整備
※ 地域防災計画上、「災害対策の拠点となる公共施設又は公用施設」として位置付けることが必要

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体においては、発災時に、温かく、栄養バランスがとれた食事を被災者に提供できるよう、学校給食施設等の公共・公用施設の調理場を災害時にセントラルキッチンとして活用するため、これらの施設について、耐震化や非常用電源の整備などに取り組まれたい。



セントラルキッチンでの炊き出しの様子

『セントラルキッチン』（穴水町）

町飲食店
組合

※料理人、運送スタッフ
を雇用している場合もある

避難所

避難所

集会所
(在宅避難者)

避難所

※町飲食店組合の炊き出しのみでは行
き届かない避難所・在宅避難者につ
いては、従来通り、ボランティア・
NPO等による炊き出しを実施

(令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ会議資料より抜粋)

防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備

【継続】

施策の概要

- 災害発生時に孤立地域などへ物資輸送等を行うために地方公共団体の防災部局が管理・運用するドローンの整備について「緊急防災・減災事業債」の対象とする
- あわせて、ドローンを運用する地方公共団体の職員の育成を図る



財政措置(緊急防災・減災事業債)

- 地方公共団体の防災部局が物資輸送等に活用するドローンの整備について、緊急防災・減災事業債の活用が可能
- ドローン技術指導アドバイザーの育成とアドバイザー派遣制度を通じたドローン活用の普及啓発及び操縦者の育成を実施

今後の取組・留意事項

- 地方公共団体は、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、物資輸送が可能となるようドローンの整備や運用する職員の育成に取り組まれたい。
- 上記、緊急防災・減災事業債の対象とするドローンは、地方公共団体の防災主管部局が整備し、管理・運用するドローンであり、同事業債の活用に当たり、事前に、消防庁へ「地方公共団体災害対応ドローン整備・運用事業計画」を提出することが必要
(手続は「ドローンによる消防防災力の強化に向けた取り組みについて（通知）」（令和7年4月1日付消防消第85号、消防災第48号）を参照)

(参考) 消防庁予算

令和8年度 消防庁予算概算要求の概要

概算要求額(案)

151.0億円 +事項要求

○一般会計 **149.1億円**

(対前年度比 +22.9億円、18.2%増)

○復興特別会計 **1.8億円**

(対前年度比 △6.1億円、76.7%減)

<主な重点取組事項>

1. 林野火災や大規模災害に備えるための消防防災力の充実強化 8.5億円+事項要求

○ 林野火災等を踏まえた緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備

【新規】 事項要求

- 海や河川などの水源から遠隔地に大量送水が可能となる海水利用型消防水利システム（スーパーポンパー）を配備。
- 水利の限られる山間部の火災現場において、水利確保及び効率的な放水を可能とする大型水槽付き放水車を配備。
- 夜間監視・熱源探査ドローン等の資機材を搭載し、狭隘で傾斜のある林道にも機動的に進出可能な林野火災対応ユニット車を配備。
- 八潮市道路陥没事故等を踏まえ、砂、泥、がれきを吸引し、土砂の効率的な除去を可能とする高度土砂吸引車を配備。



【海水利用型消防水利システム
(スーパーポンパー)】



【大型水槽付き放水車】
東京消防庁提供

○ 消防庁ヘリコプターの整備

【新規】 事項要求

- 南海トラフ地震等に備え、緊急消防援助隊出動の際に、情報収集・映像送信の任務を行う消防庁ヘリコプターを増機。



【林野火災対応ユニット車】



【夜間監視・熱源探査ドローン】



【高度土砂吸引車】

○ 林野火災に係る広報・啓発等モデル事業

【新規】 0.2億円

- 林野火災の予防に係る広報・啓発等を目的としたモデル事業を実施。
- 実施の成果を、全国の地方公共団体へ横展開し、効果的な林野火災予防の普及を推進。



【消防庁ヘリコプター】

2. 消防防災分野の新技术・DX推進

7.4億円+事項要求

○ 競争的研究費の拡充

- 能登半島地震や大船渡市林野火災、八潮市道路陥没事故など、災害の検証結果を踏まえた緊急的な課題解決に資する研究開発を推進。

【拡充】 事項要求

○ 消防の現場ニーズと技術シーズのマッチング促進等

【新規】 0.6億円

- 消防機関と企業等の連携を促進するマッチング支援事業等を実施。

○ 消防力の充実・強化のための新技术現場実装モデル事業

【新規】 事項要求

- 消防分野では未だ導入が進んでいない新技术等について、消防本部での導入・運用を試行的に実施。

○ マイナ救急の全国展開・機能拡充

【新規】 事項要求

- タブレット端末等の機器購入に対して補助するとともに、厚生労働省と連携し、マイナ救急で得られた傷病者情報等を医療機関へ一斉送信することで、より効率的に搬送先医療機関を選定する仕組み等を検討。

○ 消防指令システムにおけるAI実証事業

【拡充】 事項要求

- 消防指令システムへのAI実装(例:緊急通報の文字起こし、自動応答)に向けた実証事業を実施。

【研究開発の例】

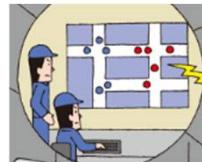


(消防用ホースを持ち上げ上空から安定的に放水できる消火用ドローン)



(AI等を活用して濃煙中でもリアルタイムで視界を確保する技術)

情報を取りスマートグラスに表示



指令センター



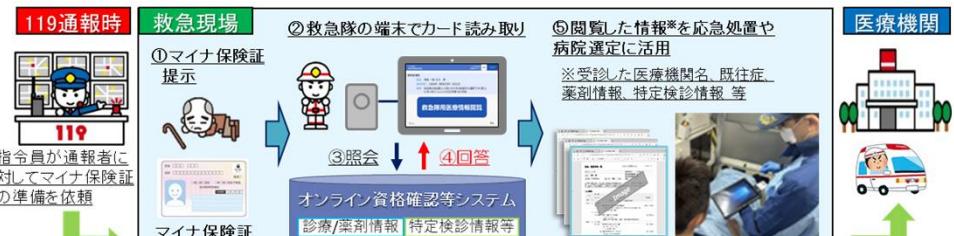
指示



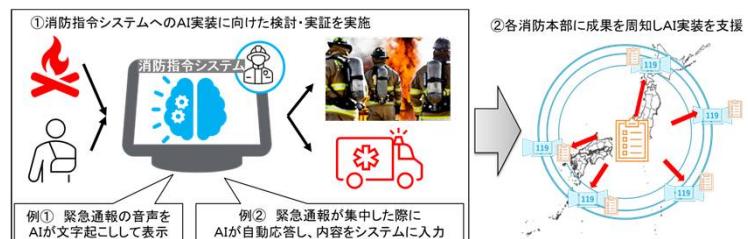
情報収集ドローン

【モデル事業の例】

建設業や製造業では既に導入が進んでいるスマートグラスの導入



【マイナ救急イメージ】



【AI実証事業イメージ】

3. 緊急消防援助隊の充実強化 72.4億円+事項要求

「1. 林野火災や大規模災害に備えるための消防防災力の充実強化」に加え、以下の取組を推進

○ 緊急消防援助隊の全国合同訓練 【拡充】4.3億円

- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定し、令和4年度以来となる全国合同訓練を北海道及び宮城県において開催。



【緊急消防援助隊全国合同訓練】

○ 緊急消防援助隊受援アドバイザー派遣事業 【新規】0.1億円

- ・ 各都道府県、消防本部における緊急消防援助隊の受援能力の向上のため、受援に関する専門的知見を有するアドバイザーを全国に派遣し、研修や訓練企画支援等、具体的な助言や情報提供を実施。



【アドバイザー事業のイメージ】

○ 緊急消防援助隊への救助技術の高度化及び普及事業 【新規】0.1億円

- ・ 複雑多様化する災害に対応するため、国際規格を満たしたロープレスキュー技術等の高度化育成研修を実施し、全国の緊急消防援助隊へ救助技術の普及を推進。



【高度化育成研修のイメージ】

○ 緊急消防援助隊設備整備費補助金(車両・資機材など) 61.6億円

- ・ 「緊急消防援助隊基本計画」に基づき部隊を増強するため、車両・資機材等を整備。



【消防ポンプ自動車】



【救助工作車】

4. 消防団等の充実強化

8.5億円＋事項要求

○ 消防団の力向上モデル事業

- ・ 消防団の充実強化につながるモデル事業を推進。
- ・ 特に、林野火災対応力の強化や、女性や若者の入団促進を図る取組を重点的に支援。

【拡充】 4.2億円



○ 消防団ドローン・DX推進事業

- ・ 都道府県の消防学校において、ドローンの操縦講習に加え、デジタル技術を活用し、ドローンから伝達された映像を共有した捜索活動等の講習を実施。

【新規】 0.4億円



【ドローンの操縦講習の例】

○ 消防団入団促進広報事業

- ・ 女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化。

1.4億円



【消防団入団促進用ポスター】

○ 自主防災組織等活性化推進事業

- ・ 地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育や住民への防災啓発、地域の防災計画策定など、自主防災組織等を活性化するための取組を実施。

1.0億円



【自主防災組織等立ち上げ支援】

○ 救助用資機材等を搭載した消防車両の無償貸付

- ・ 狹隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施。

事項要求



【救助用資機材等を搭載した消防車両】

○ 救助用資機材等の整備に対する補助

- ・ 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施。
- ・ 特に、林野火災を踏まえた火災対応資機材の充実を図るとともに、引き続き、小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進。

【拡充】 事項要求

(小型動力ポンプ積載車(3.5t未満))

【補助対象資機材の例】



(可搬消防ポンプ) (ドローン)

(背負い式消火水のう) (ウォーター チャージャー) (衛星通信機器)

5. 常備消防等の充実強化

16.6億円

○ 消防防災施設整備費補助金(耐震性貯水槽など)

- ・ 耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進。



【耐震性貯水槽】

6. 火災予防対策の推進

4.3億円+事項要求

○ 感震ブレーカーの購入・取付支援

【新規】 事項要求

- ・ 著しく危険な密集市街地を有する自治体が、当該市街地に居住する者に対して感震ブレーカーの購入・取付について計画的に支援する場合に、その費用に対し支援を行う。



【感震ブレーカーの例】

7. 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化 15.3億円+事項要求

○ 特定臨時避難施設(シェルター)の整備

【新規】 事項要求

- ・ 沖縄県の先島5市町村のうち、竹富町、多良間村における特定臨時避難施設の整備を支援。

	竹富町	多良間村
建設場所 (予定)	新築する (西表島)大原 庁舎の地下	新築する 移住定住促進 住宅の地下
平時の 利用方法 (予定)	会議室 事務室	多目的ホール 事務室

8. 消防防災分野における女性や若者の活躍推進 7.8億円

○ 女性消防吏員の更なる活躍推進等

【拡充】 0.7億円

- ・ 消防庁が開催している「消防本部における女性活躍推進に関する検討会」の議論を踏まえ、ポスターやSNS広告等による広報活動に加え、女性消防吏員の活躍事例をまとめた事例集の作成などの取組を新たに実施。



【女性消防吏員の採用ポスター】【女性消防吏員のPR動画】

国土強靭化実施中期計画期間（R8～R12）における消防庁の取組

- 南海トラフ、首都直下、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震への備えや大船渡市林野火災の教訓を踏まえ、第一次国土強靭化実施中期計画（R7.6閣議決定）の「**推進が特に必要となる施策**」として、
「緊急消防援助隊」「消防庁ヘリ」「消防団」「DX・新技術」「マイナ救急」「Jアラート」
等に関する施策を盛り込んだところ。
⇒ 今後、同計画に基づき、消防防災力強化を着実に推進。

①緊急消防援助隊

林野火災等に対応した車両等の配備増強（無償使用）



海水利用型消防水利システム
(スーパーポンパー)



大型水槽付放水車

【実施中期計画での施策名】

緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

②消防庁ヘリ

消防庁ヘリ（現行5機）の配備増強
(更新及び新規配備)



消防庁ヘリコプター



能登半島地震における救助活動

【実施中期計画での施策名】

緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化

③消防団

林野火災等も踏まえた消防団の災害対応能力の強化

(消防車両の無償貸付や資機材整備への補助)



小型動力ポンプ積載車(3.5t未満)



背負い式消火水のう

【実施中期計画での施策名】

消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策

④DX・新技術

官民連携による研究開発の推進や消防本部における新技術活用に向けた**モデル事業の実施**



消防用ドローン



安全管理のための位置把握システム

【実施中期計画での施策名】

消防分野におけるDX・新技術の活用に関する対策

⑤マイナ救急

全国の救急車でのマイナ救急の実施に向けた環境整備（端末整備支援等）や**機能拡充**の推進



実証事業の様子

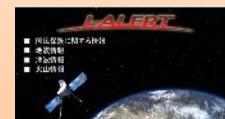
【実施中期計画での施策名】

マイナ救急の全国展開・機能拡充

⑥Jアラート

災害情報の迅速かつ確実な伝達に向けた機能及びセキュリティの強化

(システム更改)



操作用画面

【実施中期計画での施策名】

Jアラートによる住民に対する災害情報の迅速かつ確実な伝達

※ 上記のほかにも、「消防指令システムの高度化」や「情報伝達手段の多重化・多様化」等に関する施策も推進

(その他)

市町村長による災害応急対応のポイント（令和6年10月 内閣府（防災担当））

市町村長による災害応急対応のポイント（概要）

市町村長は災害対策基本法に基づき、災害時に応急対策を迅速かつ的確に行う責務があり、警戒期から発災初期、応急期の各フェーズで、全庁的な体制構築や総合的状況判断、全庁方針の決定、また各主要応急業務の実施状況を担当部署に確認し対応方針の判断・指示を行う。

	警戒期（豪雨など）	豪雨災害・地震等の発生初期（1～2日程度）	応急期（3～7日程度）	応急期（1週～1ヶ月程度）
1 災害対応体制の構築	①事前の警戒体制の構築 ②切迫時の避難情報 発令体制構築	③初動体制の構築(災害モードへの転換指示) ④職員の安否確認、庁舎の安全点検 ⑤応援の要請（行政職員）・受援体制の確認	⑥災対本部運営体制の改善 ⑦受援体制の拡充・改善	
2 避難情報等の発令・伝達等	①早期の危険周知 ②避難情報の発令・伝達、 気象警報等の周知		③2次災害の予防	
3 通信確保と情報収集伝達		①被害規模の把握と共有 ②重要通信の確保	③情報孤立地域の対処	
4 人命救助活動		①救助機関の応援要請 ②活動拠点等の確保	③救助活動機関との調整 ④遺体安置所の設置判断	⑤救助活動の縮小判断
5 避難所の設置と運営等	①早期の避難所開設	②避難所の開設 ③避難行動要支援者の安否確認	⑤避難所の運営・環境改善 ④福祉避難所の設置	⑦2次避難の実施判断 ⑥在宅避難者の状況確認 ⑧避難所の集約・閉鎖
6 災害医療、保健、福祉対応		①災害医療体制の確保	②保健医療福祉関係団体との連携	③災害ケースマネジメントの実施
7 備蓄物資、救援物資対応		①備蓄物資の配布、 救援物資の要請	③庁内体制の構築・改善 ②物資ニーズ等の確認	④輸送拠点の運営等 ⑤民間事業者との連携強化
8 災害廃棄物対応		①施設被害等の把握 ②庁内外での実施体制の構築	③生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理 ④仮置場の設置・運営	⑤公費解体・廃棄物処理体制の整備
9 生活再建支援			①被害認定調査の実施計画策定、実施	②罹災証明書交付、被災者台帳作成、各種被災者支援の体制構築
10 すまい対策			①住家被害状況の把握	②住宅再建の支援（応急修理、仮設住宅、公費解体等）
11 インフラ応急対応		①インフラ・ライフライン 被害の把握	②庁舎、病院、避難所等 重要施設への臨時供給	③被災エリアの応急復旧
12 学校教育等対応			①学校園等の被害の把握	②学校教育の再開
13 産業復興支援 (地域福祉サービス含む)			①農林水産業、中小企業等の被害の把握 ②訪問介護・保育サービス等の被害の把握	③農林水産業、中小企業等の復興支援 ④地域福祉サービスの再開支援
14 ボランティア、民間支援団体との連携			①ボランティアセンターの設置・運営支援 ②NGO/NPOとの連携	③民間支援団体との連携強化
15 広報広聴		①首長メッセージの発信 ②記者会見の定期開催	③広報広聴体制の構築・強化	

※警戒期に、協定先企業・関係機関との連絡体制。
庁内の準備状況等を、適宜確認

※災害発生後の各フェーズは目安であり、災害規模や種別等により、適宜さらに早期に判断・指示

市町村長による災害応急対応のポイント（詳細）

8. 災害廃棄物対応

警戒期（豪雨など）	—
災害の発生初期 (1~2日程度)	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理施設等の被害、ごみの収集運搬サービスの支障等を確認。支障のある場合には、住民生活への影響を確認。
①施設被害等の把握 ②庁内外での実施体制の構築 ③生活ごみ・避難所ごみ・し尿の処理	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県環境部署、民間事業者、地方環境事務所等との連携ができているか確認。不足と判断される場合には、連携強化を指示。 生活ごみ、避難所等から排出される避難所ごみ、し尿の収集運搬体制・処理体制が確保されているか確認。支障がある場合には、都道府県への支援要請を指示。
応急期 (3~7日程度)	<ul style="list-style-type: none"> 災害廃棄物仮置場の確保ができているか、適切に運営されているかを確認（広さ・分別は適切か、周辺の道路渋滞は生じていないかなど）、民間事業者等への業務委託により適切な管理・運営体制が確保されているかを確認。支障のある場合には、都道府県・地方環境事務所等と相談し改善を指示。 継続的に、仮置場の逼迫状況、分別状況等を確認。必要のある場合は、仮置場の追加設置や都道府県への支援要請を指示。
応急期 (1週~1月程度)	<ul style="list-style-type: none"> 公費解体が行われる場合、推計される解体対象棟数に対する体制（解体工事、廃棄物処理）の確保を指示。
⑤公費解体・廃棄物処理体制の整備	